

第七章 帝国憲法發布後の地方制度と町村大合併

(明治二十二年—三十三年)

第一節 市制・町村制の制定

郡区町村編制法も実施後一〇年を経過すると、最早その部分的改正では時勢に追いつけなくなった。政府はこれまで二〇年の地方行政政策の中で、旧慣の尊重という安定点を見出したのであったが、それは小町村の存在を許すことであり、必然的に地方財政負担の増大を招来し、しかも財源としての地租割・戸数割には弾力性がなく、この負担を軽減安定させ国家財政の一翼を担わせるためには町村の合併を実施する以外に方法がなかった。憲法施行の時期が切迫すると、政府は隣保団結の旧慣とは矛盾すると考えながらも自然村を行政村化するために新市制・町村制を發布して町村合併を強行するに至ったのである。

一、市制・町村制定の経過

制定の経過 憲法研究を目的とした伊藤博文が欧州から帰朝すると、伊藤は早速憲法草案の起草に着手した。伊藤は普仏戦争に勝ったドイツの隆盛を見、その官僚政治の勢威に心酔して多数のドイツ人顧問を招聘して各方面に配置したが、明治一七年(一八八四)三月宮内省に制度取調局を設けて自らその総裁となり、宮内卿を兼ねて宮中・府中にわたって各般の制度を改正しながら憲法およびその附属法典の立案に力をついた。明治一七年七月七日には華族令を制定して旧公卿および大名の好意を一身に集めるとともに、翌一八年一月二二日には内閣官制を設けて太政官制を廃し旧公家・大名を直接政治の衝から切り放してしまった。翌一九年には地方官官制の改正も行なわれ、立憲政治の基礎は着々と

整えられつゝあったが、明治一六年一月から内務卿として在任した山県有朋は、徴兵令による国民皆兵の実をあげるには、国民の公共的觀念と自治思想の普及が急務であると考え、憲法發布前に自治制度を確立する必要があることを提唱した。当時伊藤博文をはじめとして国会を先にし地方自治を後にすることを唱える者が多かったが、山県はこれを承引せず、一七年末内務省に町村法調査委員を置いて町村法を起草させた。

この町村法は一八年六月に至って脱稿したが、なお十分とは言えず、さらに研究を進めようとする時、内閣雇のドイツ人顧問モッセが「地方制度編纂綱領」の起草に自分も従事しようと力説したので、山県もその説に動かされて二〇年一月地方制度編纂委員会を設け、自らその委員長となり、内務次官芳川顕正・外務次官青木周蔵・通信次官野村靖をモッセと共に委員とし、内務書記官白根専一・大森鐘一・荒井邦蔵を補助員とし、モッセを綱領起草の任に当たらせることにした。

明治二〇年二月モッセの綱領案は脱稿したが、この草案では市・町村を区別せず、ドイツのゲマインデーをそのままに引当てた「自治部落制案」として起草されていた。八章一六二条から成るこの独文の草案は、編纂委員会でも種々の議論があり、審議の結果市制と町村制に分けて決定することとなった。

こうして改訂された市制・町村制の成案は閣議においてさらに幾多の修正を経て元老院に送られたが、元老院でも「地方組織は立憲制の後に立案すべし」と言う者あり、「立憲制と自治制は同時でなければならぬ」と説く者あり、「府県制および民法を伴う必要あり」と論ずる者ありという有様で、その根本についても異説百出した。また内容についても、町村長の有給・無給の問題、市長の官選・公選については是非得失の議論が

紛糾し、法案はその運命もあやぶまれる状態にまで追いこまれたが、とにかく町村長は原則として無給の名誉職とし、市長は官選とすることに、二一年の一月末頃に元老院を通過した。

そこで山県内相はこれを最終の閣議にかけたところ、市長の官公選についてまたまた議論が沸騰し、元老院の官選説を覆して市長の公選を決定する勢であったため、内相は両者の板ばさみとなって進退両難の苦境に立つたが、原則として市長の公選を認め、その選挙は三人の市長候補を選んで上奏しその一人について御裁下を仰ぐという形で妥協させ、また三府については特別市制実施の前提として府知事に市長の任務を執らせるといふ特例を定めて妥協が成立した。

こうして町村制案八章一三九条と、市制七章一三三条は二月はじめに全く議了確定し、二月一三日地方長官の講究会にかけられた。この講究会では活発な質疑が行われた後、府県知事総代から四か条の希望条件が提出されたが、このような大変革を即時施行されるとなれば地方の大混乱を生ずること明らかであるとして、施行を一年後にのぼしてほしいという要望は政府の容れるところとなり、一年後の明治二二年（一八八九）四月一日以後地方の状況を裁酌し府県知事の具申を経て漸次これを施行することとなった。

こうして二一年四月二五日、法律第一号「市制・町村制」が公布されたが、これと同時に「市町村制理由書」を添付公表した。元来法律規則の発布に際して理由書を付するというのは異例のことであり、政府がこの挙に出たのはこの制度をきわめて重大視し、官公吏・議員は勿論一般大衆に対しても新自治制を理解させ、その実施に遺憾なからしめんとしたことが明らかである。

市制・町村制理由 この理由書は詳細懇切をきわめた長文にわたるものであるが、その冒頭にはまず本制の趣旨は「自治及分権ノ原則ヲ実施セントスルニ在リ」と述べ、ついで

地方ノ自治区ハ特立ノ組織ヲ為シ、公法・民法ノ二者ニ於テ共ニ一人民ト

権利ヲ同クシ之カ理事者タルノ機関ヲ有スルモノナリ。其機関ハ法制ノ定ムル所ニ依テ組織シ自治体ハ即チ之ニ依テ其意思ヲ表発シ之ヲ執行スルコトヲ得ルモノトス。故ニ自治区ハ法人トシテ財産ヲ所有シ之ヲ授受売買シ、他人ト契約ヲ結ビ権利ヲ得義務ヲ負ヒ、又其区域内ハ自ら独立シテ之ヲ統治スルモノナリ。然ト雖モ其区域ハ素ト国ノ一部ニシテ、国ノ統轄ノ下ニ於テ其義務ヲ尽ササルヲ得ス。故ニ国ハ法律ヲ以テ其組織ヲ定メ、其負担ノ範圍ヲ設ケ常ニ之ヲ監督ス可キモノトス。

と説きおこし、ついで

現今ノ制ハ府県ノ下郡区町村アリ、区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ未ダ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス。郡ノ如キハ全ク行政ノ区画タルニ過キス、府県ハ素ト行政ノ区画ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ、是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラズ、今前述ノ理由ニ依リ、此区画ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス、即府県、郡、市町村ヲ以テ三階級ノ自治体ト為サントス、此階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリトス、(中略) 其町村ノ力ニ堪フル者ハ之ヲ其負担トシ、其力ニ堪ヘサル者ハ之ヲ郡ニ任シ、郡ノ力ニ及ハサル者ハ之ヲ府県ノ負担トス可シ。是階級ノ重複スルヲ厭ハスシテ却テ利益アリト為ス所以ナリ。

と述べて自治制度の本義と体系を示し、以下その運営に当たって国民の指向すべきところについて詳述しているが、この制度について漸次、郡・府県制度の改正に及ぶことをもその中に明らかにしているのである。

一、市制・町村制の内容と特色

市制・町村制の内容 市制町村制は二つの部分から成っているが一つの法律として公布された。これには長文の理由書がついて人々をおどろかせたが、また公布に際して次のような「上諭」が発せられ、ともに異例のことであった。

朕地方共同ノ利益ヲ發達セシメ衆庶臣民ノ幸福ヲ増進スルコトヲ欲シ隣保團結

ノ旧慣ヲ存重シテ益々之ヲ拡張シ更ニ法律ヲ以テ都市及町村ノ権義ヲ保護スルノ必要ヲ認メ茲ニ市制及町村制ヲ裁可シテ之ヲ公布セシム。

市制は七章一三三條、町村制は八章一三九條から成り、市制と町村制の章の構成は次の通りである。

(市制)

- 第一章 総則
- 第一款 市及区域
- 第二款 市住民及其権利義務
- 第三款 市条例
- 第二章 市会
- 第一款 組織及選挙
- 第二款 職務権限及処務規程
- 第三章 市行政
- 第一款 市参事会及市吏員ノ組織選任
- 第二款 市参事会及市吏員ノ職務権限及処務規程
- 第三款 給料及給与
- 第四章 市有財産ノ管理
- 第一款 市有財産及市税
- 第二款 市ノ歳入出予算及決算
- 第五章 特別ノ財産ヲ有スル市区ノ行政
- 第六章 市行政ノ監督
- 第七章 附則

(町村制)

- 第一章 総則
- 第一款 町村及区域
- 第二款 町村住民及其権利義務
- 第三款 町村条例
- 第二章 町村会
- 第一款 組織及選挙
- 第一款 職務権限及処務規定
- 第二章 町村行政
- 第一款 町村吏員ノ組織選任
- 第二款 町村吏員ノ職務権限
- 第三款 給料及給与
- 第四章 町村有財産ノ管理
- 第一款 町村有財産及町村税
- 第二款 町村ノ歳入出予算及決算
- 第五章 町村内各部ノ行政
- 第六章 町村組合
- 第七章 町村行政ノ監督
- 第八章 附則

この法律の意図する全体構造は、市町村を基礎的地方団体とし、市は府県に直属し、町村は第一次的には郡に直属し、第二次的に府県に属するものという考えである。市制は人口二万五千以上の市街地に施行するものとして立案されたが、元老院審議の結果東京・大阪・京都に三市には別に市制の特例を施行することになった。以下章ごとにその特色を記してみよう。

市町村の区域と公民 市町村の区域については、従来の区域そのままを区域とするものとされたが(市三条、町村三条)、実際は町村制施行前に全国的な大合併が行われてその数が五分の一に減少しているので、実質的には従来の区域そのままという条文の趣旨には合致しない訳である。また市町村は法律上一個人と同じ権利義務を有するものとし、市の公共事業は官の監督を受けてみずから処理するものとしている。

市町村内に居住する者を住民と公民とにわけ、住民は公共の営造物並びに市町村有財産を共用する権利と、市町村の負担を分任する義務を持つだけであるが、公民は市町村政に参加する権利を有し、同時に公務に参加する義務を負う者と定めた。公民である要件は、帝国臣民として公権を有する二五才以上の一戸を構える男子で、一年以上市町村の住民となりその市町村の負担を分任し、その市町村内において地租を納め若しくは直接国税年額二円以上を納める者と規定されている。

市町村公民は市町村の選挙に参与し、市町村の名誉職に選挙される権利と義務を有し、疾病その他正当の理由がなければ名誉職を拒辞したり任期中退職することができない。この規定にそむいた時は市町村会の議決をもって三年乃至六年間公民権を停止することができ、また本来負担すべき市町村費のほかに、なおその八分の一から四分の一を増課することもできるとしている。しかし、陸海軍の現役にある者は市町村の公務に参与することができないきまりである。

また市町村は市町村の事務および住民の権利義務に関して市町村条例を設けることができるし、また市町村の設置する営造物に関して規則を

設けることができる。

市町村会 市会議員の定数は人口に応じてその数を定め、三〇人を最低とし六〇人を限度とする。町村会議員の数は八人を最低、三〇人を限度とし、市町村公民はすべて選挙権を有する。たゞし多額納税者は公民たる資格要件のない者でも選挙権を有すると定められたので、法人にも選挙権が与えられた。被選挙権は選挙権を有する公民すべてに与えられるが、府県郡官吏・有給市町村吏員・検察官・警察官吏・神官・僧侶・その他諸宗教師・小学校教員は除外される。また等級選挙制が採用され、市では三級選挙、町村では二級選挙が行われ、議員は名誉職で任期は六年、三年ごとに半数を改選し、投票は単記無記名で行われる。

市町村会の議決すべき概目として一一件が例示されており、市会は毎暦年のはじめ一年の任期をもって議長およびその代理者各一名を互選し、町村会には町村長を議長とする。

市町村会には会議の必要あるごとに議長が招集するが、議員四分の一以上から請求されたときまたは市町村長または市参事会の請求のあるときは必ず招集しなければならない。市町村会には議員の三分の二以上の出席を要し、出席者の過半数の賛成によつて議決される。市町村会の会議は公開を原則とするが、議長の意見をもつて傍聴を禁ずることができる。議長は各議員に事務を分課し、会議および選挙のことを総理し、議場の秩序を保持する。

市の行政 行政組織は市と町村とで異なり、市には合義制の執行機関としての参事会があるのに、町村では長が執行機関とされている。市参事会は市長・助役および名誉職参事会員で組織され、助役および名誉職参事会員は市条例で定員の増減ができる。

市長は有給吏員で任期六年、内務大臣が市会の推薦した三名の候補者の中から上奏裁可を請うて選任する。助役と名誉職参事会員は市会が選挙し、助役の選挙の結果は府県知事の認可を必要とする。市長・助役は市公民でなくてもよいが、就任したときは公民権を取得する。

名誉職参事会員は市公民中三〇才以上で選挙権を有する者の中から選挙し任期四年、二年ごとに半数を改選するが再選を妨げない。市長・助役は有給職務の兼任が出来ず営業に従事することも知事の認許を得なければならぬ。収入役（一名）は市参事会の推薦により市会が選任し知事の認可を必要とする。書記以下の人員は市会の議決で定め、市参事会が任用する。

市は市会の議決により臨時または常設の委員を置くことができ、常設委員の組織については市条例をもつて別段の規定を設けることができる。委員には実費弁償のほか市会の議決により勤務に相当する報酬を給することができる。市吏員は任期満了後再選されることができ、また随時解職することができる。

市参事会は市を統轄しその行政事務を担当し、その担任事務として九項の概目があげられている。市参事会は議長またはその代理者および名誉職参事会員の三分の一以上が出席すれば議決することができる。過半数で定まる。市参事会の議決が不当であると認めるときは市長は理由を示して議決の執行を停止し、府県参事会の裁決を請わなければならない。市長は市政一切の事務を指揮監督し、処務の渋滞しないように務めなければならない。また市参事会を招集してその議長となり、議事を準備し、議決を執行する。急施を要する場合は市長は市参事会の事務を専決処分して次回の会議にこれを報告する。市参事会員は市長の職務を補助し、市長故障の場合に代理をする。

市収入役は市の収入を受領し費用の支払をなし、その他会計事務を掌どり、書記は市長に属し庶務を分掌する。委員は市参事会の監督に属し市行政事務の一部を分掌し、または营造物を管理し若しくは監督し、または一時の委託をもつて事務を処分するものとする。

市長は法律命令に従い、司法警察補助官たる職務および法律命令によつてその管理に属する地方警察の事務と浦役場の事務と、国および府県の行政で市に属する事務とを管掌する。

名誉職員は実費の弁償を受け、額は市会が議決する。市長・助役以下の有給吏員および使丁の給料額も市会の議決で定める。但し市長の給料は内務大臣の許可、助役については知事の許可が必要である。

町村の行政 町村行政も大体市行政と同様であるから、異なる点だけをあげてみよう。まず町村の執行機関は町村長であり、町村に町村長および助役一人を置かねばならない。

町村長と助役は町村公民中三〇才以上で選挙権を有する者から町村会が選挙して知事の許可を要し、任期は四年で、名誉職が原則だが有給にもできる。知事の不許可の場合は内務大臣に具申して認可を請うことができる。収入役（一名）は町村長の推薦で町村会が選任し、郡長の認可を必要とする有給吏員で任期は四年であるが、町村長・助役が兼掌してもよい。

町村に書記その他必要の附属員並びに使丁を置くことができるが、町村の事情に応じて町村長に書記料を給して書記の事務を委任することもできる。書記以下は町村長の推薦で町村会が選任し、使丁は町村長が任用する。

町村長の担任する事務の概目は市参事会とほぼ同様であるが、懲戒処分における過怠金が市の場合一〇円以下であるのに、町村では五円以下となっている。町村長の管掌する事務は市長に準じ、町村長の代理は助役であり、町村長は町村会の同意を得て助役に町村行政事務の一部を分掌させることができる。

市町村の財務（市町村有財産の管理） 市町村の財務は財産を基として規定されている。市町村の財産源はまず財産収入に求め、足りないとき市町村税を賦課すべきものとしているので、市町村は不動産・積立金穀等を基本財産として維持する義務を負わされる。臨時に収入した金穀は基本財産に入れねばならない。その他一般に市町村有財産は市町村全体のために管理し共用することを本則とする。市町村民で市町村有の土地物件を使用する権利を得ようとする場合は、市町村条例の規程により

使用料若しくは一時の加入金を徴収して許可することができるが、市町村のために必要な場合は市町村会は使用権を取上げまたは制限することができる。

市町村財産の売却・貸与または建築工事および物品調達の請負は、公入札に付さねばならない。市町村はその必要な支出および法律命令によつて賦課せられる支出を負担する義務があり、その財源の第一は財産から生ずる収入および使用料・手数料ならびに料料・過怠金その他の収入をあて、不足分については市町村税および夫役現品を賦課徴収することができる。市町村はその所有物および营造物の使用、または特定個人のためにする事業につき使用料または手数料を徴収出来る。

市町村税には「国税・府県税の附加税」「直接または間接の特別税」の二種がある。市町村制に定める条項のほか、使用料・手数料・特別税および従前の区町村費に関する細則は市町村条例をもつて定めるものとき、その条例には料料一元九五銭以下の罰則を設けることができる。市町村税の納税義務者は三か月以上市町村内に滞在する者および市内に土地家屋を所有しまたは営業をなす者であるが、その賦課についての異議申立には訴願および行政訴訟の規定がある。

市町村が公債を募集できるのは、従前の公債元額を償還するため、または天災時変等やむを得ない支出、若しくは市町村の永久の利益となるべき支出を要する場合で通常の歳入を増加するときは住民が負担にたえない場合に限られる。市町村会が公債募集を議決するときは、募集の方法・利息の定率・償還の方法を定め、償還の初期は三年以内、毎年の償還の歩合を定め、三〇年以内に完済しなければならぬ。

市は参事会、町村は町村長が、年度前二か月を限って歳入歳出予算表を調整して市町村会の議決をとり、市は知事に町村は郡長に報告し、同時にその要領を公告しなければならぬ。事務報告書と財産明細表も予算表に併せて市町村会に提出することを要する。

市町村会が予算表を議決したときは、市町村長からその謄写を収入役

に交付する。予算表中に監督官庁の許可を受けなければならない事項があるときは、まず許可を受けなければならない。収入役は市の場合には市参事会、町村の場合は町村長、または監督官庁の命令があるのでなければ支払をなすことができない。出納については毎月例日の検査および毎年少なくとも一回の臨時検査を行わなければならない。

決算は会計年度の終から三ヶ月以内に結了して、収入役から市参事会または町村長に提出し、市参事会または町村長はこれを審査し意見を附して市町村会に提出し、その認定を得たときは知事または郡長に報告しなければならない。

市内の一区で特別に財産を所有し、若しくは営造物を設け、その区限り特にその費用を負担するときは、府県参事会は市会の意見を聞き条例を発行し、財産および営造物に関する事務のため区会を設けることができる。

町村内の区または町村内の一部若しくは合併町村で別にその区域を存して一区をなすものが特別に財産を所有し、若しくは営造物を設け、その一区限り特にその費用を負担するときは、郡参事会はその町村会の意見を聞き条例を発行し、財産および営造物に関する事務のため、区会または区総会を設けることができる。

町村行政の監督 市の場合には第一次において知事、第二次において内務大臣が監督する。町村の場合には第一次に郡長、第二次に知事、第三次に内務大臣が監督する。なお法律に指定された場合には、市に対しては府県参事会が、町村に対しては郡参事会および府県参事会が参与することがある。原則として市町村の行政に関する知事・郡長・府県郡参事会の処分または裁決に不服がある者は内務大臣に訴願することができる。行政裁判所に出訴の許されている場合は内務大臣への訴願は出来ない。

監督官庁は市町村行政を監視するために、行政事務に関して報告をなさしめ、予算および決算等の書類帳簿を徴し、また実地に執務状況を視察し出納を検閲する権限を有する。

市町村または町村組合が、法律勅令または当該官庁の職権によって命ずる支出を定額予算に計上せず、承認せず実行しないときは、知事・郡長はその支出を強制できる。その処分不服のある場合は市は行政裁判所に出訴することができる。町村または町村組合は府県参事会に訴願し、その裁決に不服ある場合は行政裁判所に出訴できる。

内務大臣は市町村会を解散させることができる。解散を命じた場合は三ヶ月以内に議員の選挙を命じなければならず、新市町村会成立までは府県参事会または郡参事会が一切の事件を議決する。

市町村会の議決中、左の事項は監督官庁の許可が必要である。

一 内務大臣の許可を要するもの。

(1) 市町村条例を設け並びに改正すること。(市または人口二万以上の町村では、特に勅裁を経て許可しなければならない。)

(2) 学芸美術に関しまたは歴史上貴重なる物品の売却、譲与、質入、書入、交換若しくは大なる変更をなすこと。

二 内務大臣と大蔵大臣の許可を要するもの。

(1) 新たに市町村の負債を起しまたは負債額を増加し、および償還期限等に関するこの法律に定めた常例にたがうもの。

(2) 市町村特別税並びに使用料、手数料の新設、増額、変更

(3) 地租七分の一、その他の直接国税百分の五〇を越える附加税の賦課

(4) 間接国税に対する附加税の賦課

(5) 法律勅令の規定により官庁の補助する歩合金に対し支出金額を定めること。

三 府県参事会(市)または郡参事会(町村)の許可を要するもの。

(1) 市町村の営造物に関する規則の新設、改正

(2) 基本財産の処分

(3) 市町村有不動産の売却、譲与、質入、書入

(4) 各個人が特に使用する市町村有土地の使用法の変更

(5) 各種の保証を与えること

(6) 法律勅令によって負担する義務にあらずして、向う五か年以上にわた

り新たに市町村住民に負担を課すること。

(7) 国税、府県税附加税の不均一賦課

(8) 数個人または市町村内の一部に対する営造物使用の費用の賦課

(9) 法定準率によらない夫役現品の賦課

府県知事は市長以下市の吏員に対し懲戒処分を行うことができる。これは譴責および二五円以下の過怠金の二種とするが、特に情状の重い者は懲戒裁判により解職を命ずることもできる。これにはまた訴願や行政訴訟の途が開かれている。町村長以下町村吏員に対しては知事・郡長が同様な懲戒を行うことができる。

なお市町村吏員および使丁が職務をつくさず、または権限を越えたことがあるために、市町村に対して賠償義務を生じたときは、市は府県参事会、町村は郡参事会が裁決するが、これにも訴願や行政訴訟の途が開かれている。

第二節 本県の市制・町村制実施（町村大合併）

明治二十一年法律第一号として公布された「市制・町村制」は翌二十二年四月一日以降に、地方の状況を酌んで府・県知事の具申を経て施行することになった。本県でも早速二十一年五月からその準備にかかったが、まず現在町村の実態把握からはじめて、その合併・独立・組合・分離等の予想を立て、その間に中央から流れてくる内務省訓令に準拠して翌二十二年三月までに諸準備を完了し、四月一日をもって実施にふみ切った。しかし市制・町村制を布いた後にも市町村会議員の選挙、ついで市町村長の選出、就任交替等の事務を終わってようやく新市町村は発足することになるのである。

一、市制・町村制取調

市町村制臨時取調所の設置 明治二十二年四月二十五日「市制・町村制」が公布されると間もなく、五月九日に熊本県は庁内に「臨時取調所」を設置した。（庁訓令第二五号）臨時取調所の任務は

一 市制・町村制実施上取調ノコト

一 市制 町村制ニ関スル本庁事務及郡区事務ヲ取扱ノコト

であり、とりあえず第一内部の庶務課長の管轄に入り、取調委員として田口政五郎・信成某の二名が任命された。この取調委員は同日早速郡役所への訓令案を起草して決裁を受けている（後の訓令第一五九号）が、五月末には田口政五郎が文書課長となったので、取調委員はその管下に入り、六月早々取調所は第一部長直轄となり、大越亨書記官が臨時取調委員長となって田口・信成・高木・辛島・小野等の委員を率い、書記を配して構成が出来上った。なおこの処務規定は、六月二八日庁訓令第二七号によって定められた。

訓令第一五九号 明治二十二年五月一九日県は郡役所にあてて左の訓令を發した。

市町村制実施上ニ付取調ヘキ件々、別紙心得書ニ依リ取調、来ル七月十日迄差出スヘシ。

別表取調心得書

第一 別表ハ一町村毎ニ取調ヘキモノトス

第二 戸数、人口ハ二十年十二月三十一日ノ現在数ヲ掲クベシ

第三 耕地地等ノ反別及地所所有者ハ、二十年十二月三十一日ノ調ヲ掲クベシ、但全日調無之向ハ最近ノ調ニヨル、最モ其年月日ヲ掲クベシ

第四 地租、所得税其他国税及地方税、町村費、協議費額ハ二十年度中ノ納額ヲ掲クベシ

第五 国税納税者ハ二十年度中ノ納税額ニヨリ掲クベシ

第六 地方税納税者ハ二十一年度ノ等級ニヨリ掲クベシ

第七 町村費及協議費中某々費トアル項ヘハ、他ノ費目ニ恰当セサル分ヲ一費

目毎ニ掲クヘシ

第八 郡中及郷中割ニ係ル町村費モ該費目ニ積算掲載スベシ

第九 協議費中戸長役場ニ於テ収支ヲナサス、惣代人等ニ於テ収支シタル分モ該費目限リ積算掲載スベシ

第十 共有財産ハ現町村ノ共有ノミヲ掲クベシ、但シ従来合併町村ニシテ旧村限リ共有物ハ旧村ノ部ニ掲クベシ

第十一 維新後ノ合併村ハ様式ニヨリ別紙ニ朱書ヲ以テ旧村名ヲ掲ケ再記スベシ

第十二 数町村ノ共有財産ハ其町村名ヲ掲ゲ、其蓄積及使用方法等様式ニヨリ別紙ニ調整スヘシ

(別表形式略)

別表取調心得書

第一 別表ハ郡役所ニ於テ一郡毎ニ調整スヘキモノトス

第二 将来独立スヘキ資力ヲ有スル町村ハ第一様式ニヨリ調整スベシ、但其報酬ト給料ノ段階ヲ立テタル理由(戸数何戸以上及反別何程以上ノ町村ヲ有給吏員ヲ置キ、人口何人以下ニハ名譽員トスル如キ類)ヲ附記スヘシ

第三 将来独立スヘキ資材ナク合併セシムヘキ分ハ、第二様式ニヨリ調整スヘシ尤合併ノ儀ハ重要事件ニ付、単ニ費途ノ節減ノミニ注目セス、永遠ノ利便ヲ計リ可成精細ノ調査ヲ要ス、第一人情風俗地勢水理共有財産関係等ノ如キ最緊要トス

第四 将来独立スヘキ資力ヲ有セスト雖モ他ニ事情有之、合併スルヲモ好マス、不得已組合ヲナサント見込分ハ第三様式ニヨリ調整スヘシ

第五 将来独立スヘキ資力ナク、且資力アルモ現今町村ノ組織上不便ト認め、分離合併等利便トスル分ハ第四様式ニヨリ調整スヘシ

第六 維新後合併町村ニシテ将来独立スベキ資力ヲ有シ、旧復ヲ利便ト認ムル分ハ第四様式ニヨリ調整スベシ

第七 独立スベキ町村ハ戸数凡三百戸以上ニシテ相応ノ資力ヲ有セサレハ到底独立シ難キニヨリ、三百戸ヲ最下トシ取調ヲ要ス、但三百戸未滿ト雖モ其町村殊ニ資力ヲ有スル分ハ此限ニアラス

第八 一郡一郷或ハ数町村ノ共有財産ハ其蓄積及使用方法等別表ニ調整スベシ

第九 町村制第九十条第二項ノ特別税ヲ起スベキ見込ノ分ハ、其課目及該町村

名等取調別紙ニ調整スベシ

第一表 独立スヘキ様式

何町	何町	名村町別種	
		現住人口	現在戸数
何人	何戸	何人	何戸
何程	何反歩	何地価	耕地山林反別
何 何		報酬額	
		何助役	何戸長
何 何		給料額	
		何助役	何戸長

第二表 合併スヘキ様式

何村	何村	名村町別種	
		現住人口	現住戸数
何人	何戸	何人	何戸
何程	何反歩	何地価	耕地山林反別
何 何		報酬額	
		何助役	何戸長
何 何		給料額	
		何助役	何戸長

第三表 組合ヲ設クヘキ様式
第四表 分離スヘキ様式

何郡(省略)
何郡(省略)

前半部は各町村の実態調査であり、後半部は新市町村の予測調査であ

る。この中前半の第四については五月二十九日第一節第八四一号で「第一五九号取調書ニテハ一町村内ノ納税額ニ止リ、他郡区町村内ニ於テノ納税額ハ不明瞭ニテ、其町村ノ貧富モ判明致シ兼」ねるので、「此際地租五円以上又は国税二円以上及町村税等納ムル者ヲシテ、一種毎ニ別紙書式之如キ届出ヲ差出サセ置相成候ハ、後日ニ至リ便宜ニ可有之ト見込候間」このように取計らわれないと指示し、また熊本区長に対しては六月一日号外をもつて「市制ノ分ハ別紙項目ニヨリ取調、来ル七月十日迄御差出相成度」と照会している。

- 一 区會議員ノ数及撰挙法並ニ其沿革
- 一 地租ヲ除キ国税年額貳円以上ヲ納ムルモノ何人
- 一 地租納額 何円 何人
- 一 所得税納額 何円 何人
- 一 其他国税納額 何円 何人
- 一 地方税納額 何円 何人
- 一 地方税戸数割等級金額
- 一 区費戸別割等級金額
- 一 区費賦課其他ノ分戸別割ノ外地価割・反別割・営業割等等級金額
- 一 現住ノ戸口
- 一 共有財産
- 一 共有財産及其蓄積方法
- 一 共有財産使用法
- 一 營造物
- 一 将来特別税ヲ起スベキ見込アル課目
- 一 他町村住居ノ者ニシテ区内ニ地所ヲ有シ、地租及地方税区費ヲ納ムル者姓名金額
- 一 二十年度区費総高並ニ其支出ノ課目金高及同年度協議費高
- 一 市長及助役、収入役、書記、使丁ノ給額見込
- 一 区長ヲ置クヤ否ノ見込、之ヲ置クトキハ其区画及報酬額等

六月二三日乙第四号 六月二三日に大越委員長は各郡長に宛て次の通

牒を發した。

本年五月第一五九号ヲ以テ市町村制実施上ニ付取調ノ件々訓令相成居候ニ付テハ、目下專ラ御取調中ノ事ト存候、右御調相成候上ハ凡七月中旬ヲ期シ各位ヲ招集シ、実施ノ順序等會議ニ付セラレ候筈ニ付、前以テ本官意見ノ大略左ニ申述候条、御參按相成度候

- 一 町村編制ノ儀ハ専ラ有力ノ町村ヲ造成スルヲ要スルト存候得共、先以今回ノ目安ハ從來ノ戸長区域ヲ準拠トナスノ外無之義ト存候、然ルニ從來ノ編制タルヤ多クハ最前ノ大小区等ニ濫觴シ、重モ行政上之便宜ク図リ候故、或ハ古來習慣ノ尤美ナルモノヲ破リ、又ハ日常戎通ノ尤便ナルモノヲ妨ケ、却テ共同自治ノ精神ヲ奪ヒ去リ候嫌モ可有之哉ニ付、今回ハ務メテ官ノ注文ヲ止メ、其土地人情風俗習慣ニ依リ其公民中重ナルモノノ意見ヲ參酌シ、將來隣保團結ノ力ヲシテ益々鞏固ナラシムルニ便利ナル様、実施致度見込ニ有之候ニ就テハ從來ノ区域ヲ其儘一町村ニ合併候向モ可有之、又ハ其幾分ヲ分割シテ更ニ組合ヲ設ケ向モ可有之、又ハ一区域ヲ合併シテ更ニ他ノ区域ト組合候向モ可有之、其他旧一郷若クハ旧一組ヲ合シテ一村トナス向モ可有之、大小不同一様ニシカタクハ勿論ニ候得共、其最モ小ナルモノト雖モ教育、衛生、土木、勸業、警備、救助等ノ諸費、及町村長以下報酬給料其他諸費ニ至ル迄法律上ノ義務ヲ負担シ得テ、猶餘力アル様編制不致候テハ、幾十年ヲ經過スルモ、自治ノ基礎ヲ固フシ町村合倚テ固ヲ成スノ本意ヲ達スルヲ得サルノミナラス、畢竟其町村住民ノ不幸ト可相成ニ付、官ニ於テ此義務ヲ負担シ得スト認ムル小町村又ハ貧弱町村ハ、他ト組合ハスルカ又ハ合併ヲ為サシムルノ外ナシト存候
- 三 去リナガラ他ノ一方ヨリ之レヲ論スレハ、町村ノ大ナルモノハ自ら自己町村ノ利益ヲ増スニ便利ナルモ、他町村對スル權利ノ消長ニ関スル場合モ相生可申候ニ付、是又深ク御注意相成度義ト存候
- 四 町村自立候上ハ、艱難相救ヒ疾病相助ケ候情義ハ一層切ニ相成候儀ハ当然ノ事ト存候ニ付、貧弱ノ町村今日絶テ自立シ、僅カニ法律ノ義務ヲ負担シ得ルモ、他日右等費用ノ為メ貧富共ニ疲レ、終ニ自治ノ目的ヲ達シ得サル場合モ可有之、是等ハ編制ニ先チ最モ注意ヲ要シ候事ト存候

この通牒の立案委員は辛島格であるが、とにかく県はこの中で上から

の強制はなるべくやめて、地方住民の旧来の慣習を尊重していきたくて考えている。しかし一方では法律上の義務を負担して余力のある程度までには編成したいし、あまり過大な町村は他町村との振合もあって悪いし、とにかく自立しても先細りのしない程度のものにしたいと述べている。

内務大臣訓令第三五二号 同六月一日に内務大臣山県有朋名で熊本県知事宛訓令が発せられた。

町村制ヲ施行スルニ付テハ、町村ハ各独立シテ従前ノ区域ヲ存スルヲ原則トナスト雖モ、其独立自治ノ目的ヲ達スルニハ各町村ニ於テ相当ノ資力ヲ有スルコト又肝要ナリ、故ニ町村ノ区域狭小若クハ戸口僅少ニシテ、独立自治ニ耐ユルノ資力ナキモノハ、之ヲ合併シテ有力ノ町村タラシメサルヘカラス。依テ其施行ニ際シ先ツ府県知事ニ於テ現今各町村ノ区域人口及其資力如何ヲ調査シ、左ノ条項ヲ標準トシテ相当ノ処分ヲ為スコシ

第一条 従来町村ノ区域広ク人口多ク、又は相当ノ資力アリテ独立自治ノ目的ヲ達スコシト認ムルモノハ、之ヲ分合スヘカラス

第二条 前条ニ依リ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト認ムル町村ハ之ヲ合併スルヲ要ス

民戸ナキ町村ハ総テ近接市町村ニ合併スヘシ

土地ナキ町村ハ其地籍ヲ有スル町村ニ合併シ、若クハ其地籍ヲ分割スヘシ

第三条 町村ヲ合併スルハ其資力如何ヲ察シ、大小広狭其宜ヲ量リ適當ノ処分ヲ為スヘシ、但シ大凡三百戸乃至五百戸ヲ以テ標準ト為シ、猶従来ノ習慣ニ従ヒ町村ノ情願ヲ酌量シ、民情ニ背カサルヲ要ス、且現今ノ戸長所轄区域ニシテ、地形、民情ニ於テ故障ナキモノハ、其区域ノ儘合併ヲ為スコトヲ得

合併ヲ為ストキハ、町村ノ区域広潤ニ過キス交通ノ便利ヲ妨ケサルコトニ注意ス可シ

第四条 町村ノ合併ヲ為ストキハ深く将来ノ利害得失ニ注意シ、郡区長及町村吏員等ニ就テ之ヲ諮詢シ、勉メテ民情ノ帰スル所ヲ察スルヲ要ス

第五条 従来人口稠密ノ市街ハ之ヲ分割シテ数戸長ヲ置キ、各区域ニ町会又ハ聯合会ヲ設クルモノノ往々之レアリ、此等ノ区域ハ町村制ニ於テ之ヲ一団結体

ト認メス、故ニ其総名ニ依リ全市街ヲ以テ一町村ト為スヘシ

第六条 合併ノ町村ニハ新ニ其名称ヲ選定スヘシ、旧各町村ノ名称ハ大字トシテ之ヲ存スルコトヲ得、尤大町村ニ小町村ヲ合併スルトキハ其大町村ノ名称ヲ以テ新町村ノ名称トナシ、或ハ互ニ優劣ナキ数小町村ヲ合併スルトキハ各町村ノ旧名ヲ参互折衷スル等適宜斟酌シ、勉メテ民情ニ背カサルコトヲ要ス、但町村ノ大小ニ拘ハラズ、歴史上著名ノ名称ハ可成保存ノ注意ヲ為スベシ

第七条 町村ノ合併ヲ為ストキ、其町村財産ノ処分ハ各町村ノ協議ニ依リ、郡長ヲ經テ府県知事ノ認可ヲ受ケシム可シ

第八条 町村ニ於テ前条ノ協議調ハサルトキハ、府県知事ハ適宜ノ注意ヲ以テ可成協議ニ至ラシムルコトヲ勉メ、若シ尚協議ニ至ラサルトキハ左ノ規定ニ依リ財産ヲ処分スヘシ

一 民法上ノ權利ハ町村ノ合併ヲ為スニ就キ關係ヲ有セサルモノトス、即各町村ニ於テ若シ町村タル資格ヲ以テ共有スルニ非スシテ、町村住民又ハ土地所有者ニ於テ共同シテ所有シ又ハ維持共用セシ營造物又ハ山林原野田畑等アルトキハ、従来ノ儘タル可シ

二 従来共有ノ財産ハ土地家屋貯蓄金穀ノ類旧町村限各其所有ノ權利ヲ保存シ、之カ使用及收穫ノ權利ハ従前ノ慣行ヲ存スヘシ、但町村一部分ノ共有財産モ亦同シ

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキ、其共有財産ハ之ヲ各部分ニ分割スヘシ、但シ其物ノ分割スヘカラサル性質ノモノナルトキハ、評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシメ、若シ分割セシテ旧慣ヲ存シ得ルモノハ、旧慣ノ儘据置ケコトヲ得

三 従来公用ニ供シタル財産、役場、病院、防水具、消防具及其置場掲示場ノ類ハ、旧町村限又ハ町村ノ一部分等ニ属スルモノト雖モ其所有權利ハ新町村ニ移スヘキモノトス

一 町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属スルトキハ、公用財産中建物ノ類並ニ其付屬物ノ所有權利ハ其所在ノ地域ト共ニ新町ニ移シ、其他分割シ得ヘキモノハ之ヲ分割スヘシ、又防水具、消防具ノ類若クハ他町村ノ土地ヲ借テ建設セル建物ノ類ニシテ、實際分割スル事ヲ得サルモノアルトキハ、評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムル等適宜ノ方法ヲ用ユヘシ

四 前項ノ公用財産其他新町村ニ於テ其利害ヲ共ニスル公共ノ事業ノ為ニ起シ

タル負債ハ、新町村ノ負担ニ歸シ、其他ノ負債ハ旧町村ノ負担タルベシ

五 負債アル一町村ヲ分テ二個以上ノ町村ニ属シ前項ノ場合アルトキハ、予メ其分割額ヲ定ムヘシ、但債主ニ対シテハ新町村連帯ノ義務ヲ有スルモノトス六 若シ他町村共有ノ財産アリテ分割スルヲ要スルトキハ其現物ヲ分割シ、又ハ評価ノ上賠償ヲ与ヘテ一方ノ専有ニ帰セシムヘシ七 社寺及埋葬地ハ姑ク従前ノ儘存スヘシ

第九条 町村ノ資力独立自治ヲ為スニ堪ヘスト雖モ、其地形民情ニ於テ前諸条ニ依リ合併スルコトヲ得サルモノハ、町村制施行ノ日ニ至リ町村制第十六条第二項ニ依リ、町村組合ヲ設クルコトヲ得

町村組合ヲ為スニ付テモ、合併ヲ為スト同シク地形、民情ヲ酌量シ、不便ヲ生スルコトナキヲ要ス

第十条 前条ニ依リテ設ケタル町村組合ニ於テハ其組合ニ町村長助役各一名ヲ置キ、組合町村会ヲ開ク等成ルヘク一町村ト見做シテ施行スルヲ要ス、其經費ノ収入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外之ヲ共通スヘシ、但出納其他ノ帳簿毎町村各別ニ調成スルヲ得ルモノハ、便宜部分ヲ為シ成ルヘク混雑セサルヲ要ス

第十一条 前条ノ町村組合ニ於テ共有スル財産ノ外、仍組合内各町村ノ所有ニ属スル財産ヲ共同管理スルコトヲ得可シ、其組合共有ノ財産及組合ニ於テ共同管理スル財産ノ処分方ハ、各町村ニ於テ予メ協議ヲ経テ之ヲ定メ置ク可シ

右訓令ス

この内務大臣訓令に基づいて、委員会で決議した郡長宛訓令を六月二十八日訓令第一九七号で通達した。内容は内務大臣訓令を本県にあてはまるよう適宜省略したもので、例えば全文中の「其施行ニ際シ先ヅ府県知事ニ於テ現今」を省き、「相当ノ処分ヲ為スコシ」の処分を「取調」と改め、第四条中の「郡区長及」を省き、第七条中の「府県」を省略するなどであるが、第五条と第八条を省いた理由を委員会では「第八条ハ町村財産ノ処分ニ付協議調ハザル場合ニ於ル知事ノ処分権ニ属スルヲ以テ省キ置キタリ、且ツ之ヲ周知セシムルトキハ、却テ町村ノ協議円

満ニ調ハサルノ傾向アラン事ヲ認ムレバナリ」とし、「此ノ項ハ各郡長會議ノ節内訓ノ事ニ決ス」は定めている。

七月二三日県は市税・町村税賦課に関する訓令第二二三号を發し、(郡区長宛)六月二七日に訓令二二四号で、郡区長會議を八月一日より開催する旨を達している。前日熊本に集まつた郡区長は八月一日より新市町村制の実施について會議を開き四日に終了したが、前の内訓は第一六号として同三日に郡区長に示された。

一、合併村・組合村調査

合併組合取調書 この會議の結果実施準備はいよいよ軌道に乗りはじめたが、八月七日県は訓令第二二三号で次の取調を郡長に命令した。

- 一 合併ノ事由
 - 一 資力ナクシテ独立自治ノ目的ヲ達スルヲ得サルカ為合併ヲ要シ、地形、人情略相同シキカ為メ合併ヲ便トスル如キ事ヲ記スヘシ
 - 一 組合ノ事由
 - 一 資力ナクシテ合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ、土地ノ状況ノ殊思ニヨリ組合ヲ要スル等ノ事由詳細記スヘシ
 - 一 合併組合町村沿革
 - 一 旧来町村区画ノ沿革ヲ記スベシ
 - 一 合併又ハ組合ニ付町村吏員及町村中重立タルモノ等へ諮問タル其答申諮問ニ対シ口頭ノ答ノミナルトキハ其旨趣、又人民ノ情願ニ起ル合併ナルトキハ其情願書ヲ添フルヲ要ス
 - 一 新町村名撰定ノ事由
 - 一 大町村ノ名称ヲ採リ又ハ旧名称ヲ参互折衷シ若シク歴史上著名ノ名称ヲ保存シタルカ如キ事ヲ記ス可シ
 - 一 図面 美濃紙一枚ニ画クヘシ
 - 一 郡ノ地図ニシテ山川道路等ノ梗要ヲ記シ、独立及合併ノ町村名ハ之ヲ墨書シ、合計ノ旧町村名ハ之ヲ朱書スヘシ、又各区域ノ境界線ハ左ノ區別ニ依リ記入スヘシ

一 合併又ハ独立町村区域

墨線

一 組合町村区域

墨点線

一 旧町村区域

朱線

この取調命令は八月七日に出されて、同一七日限提出ということであるが、全郡の分が提出されている。

○日の日限であったから、各郡ともおそろく大多忙であったと思われるが、全郡の分が提出されている。

飽田郡

龍田村 (上立田村・弓削村・陳内村)

立田ノ名称ヲ保存シタキモ各村ノ民情ハ改称ヲ希望スルニ因リ其字体ヲ変シテ龍田村ト名ク。

黒髪村 (下立田村・字留毛村・坪井村)

立田山一名黒髪山ト称ス、三ヶ村トモ立田山ノ麓ニ在ルヲ以其異名ヲ取テ黒髪村ト名ク。

清水村 (麻生田村・室園村・万石村・亀井村・松崎村・大窪村・山室村・高平村・打越村・津浦村)

合併村ノ中央亀井村ニ清水湧出スルヲ以テ之ヲ名ク。

川上村 (飛田村・鶴羽田村・梶尾村・四方寄村・西梶尾村・楠野村・改寄村・小糸山村・大島居村・鹿子木村・明德村)

合併各村ハ坪井川ノ上流ニ在ヲ以テ川上下名ケタリ。

硯川村 (北迫村・硯川村・下硯川村)

硯川ハ地方ニ著名ナル名称ナルヲ以テ其名ヲ存シタリ。

寺迫村 (万楽寺村・太郎迫村・立福寺村)

三ヶ村ノ名称ヲ参互シテ寺迫ト名ツク。

五町村 (徳王村・釜尾村・和泉村・貢村)

四ヶ村とも元五町郷中ノ各村ナルヲ以テ新村ノ名称トナシタリ。

芳野村 (大多尾村・野出村・東門寺村・嶽村・面木村)

往昔村ノ上部ニ聳立スル金峰山ヲ芳野山ト称セシトノ里諺ニ因リ芳野村

ト名ケタリ。

松尾村 (平山村・近津村・上松尾村)

松尾ハ地方ニ著名ナル名称ナルヲ以テ之ヲ存ス。

小島町 (下松尾村・小島町・小島村)

小島ハ該地方著名ノ町名ナルヲ以テ之ヲ存ス。

城山村 (薬師町村・半田村・上代村・下代村・大塘村)

五ヶ村ノ中央ニ城山ト云フ小山アルヲ以テ之ヲ名ツク。

池上村 (高橋村・池上村・谷尾崎村・戸坂村)

池上村ハ四ヶ村中ノ大村ニシテ且著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

島崎村 (島崎村・宮内村)

島崎村ハ戸数多ク且著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

白坪村 (田崎村・蓮台寺村・新土河原村)

三ヶ村ハ白川及坪井川ノ中間ニ在ル村落ナルヲ以白坪村ト名ツク。

力合村 (島新村・島村・合志村・白藤村)

衆力ヲ合シテ自治体ヲ造成スルノ義ヲ取リ力合村ト名ケタリ。

八分字村 (土河原村・八分寺村・孫代村・今村・砂原村)

八分字村ハ各村ノ第一二位スル大村ナルヲ以テ此村名ヲ存シタリ。

藤富村 (芸富村・護藤村)

両村名称中ノ名称ヲ参互シ藤富ト名ケタリ。

中緑村 (中無田村・美登利村)

両村ノ位置ハ郡内ニテ緑川沿岸村落ノ中部ニ在ルヲ以テ中緑ト名ケタリ。

錢塘村・内田村組合

二ヶ村ハ各独立ヲ希望スルモ戸数三百戸ニ滿タスシテ独立ノ見込ナク去

リトテ人情相合セサル事情アルヲ以テ不得止組合ヲ設ケシメントス。

中島村・中原村・沖新村組合

中島・中原ノ二村合併スレバ独立シ得ルモ沖新村ハ海面埋立新開ニシテ戸

数百七十余戸アルモ小作者多ク資力アルモノ少ク到底独立ノ目的ナシ、去リ

トテ民情相異リ合併ニ至ラサルヲ以テ組合ヲ設ケシメントス。

奥古閑村・海路口村組合

奥古閑村ハ多少ノ財産ヲ有シ独立ヲ為シ得ヘキ村落ト認ムルモ海路口村

ハ海面埋立新開ニシテ独立ノ資力ナク、去リトテ人情合併ニ至ラサルヲ以テ

組合ヲ設ケセシメントス。

島口村・浜田村・白石村組合

島口村ハ前組合中、沖新村ト同様ノ村落ニシテ独立シ能ハス、去リトテ並
建外ニケケトハ合併ノ協議調ハサルヲ以テ不得止組合ヲ設ケシメントス。

詫 摩 郡

春竹村 (春竹村・八王寺村)

春竹村ハ従来著名ノ村名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

大江村 (九品寺村・大江村・本村・渡鹿村)

大江村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

供合村 (新南部村・下南部村・上南部村・中江村・鹿埴瀬村・吉原村・石原
村・弓削村・小山村ノ内字平山)

八ヶケ村ニ力ヲ合セテ自治体ヲナス義ヲ以テ此村名ヲ付シタリ。

広畑村 (小山御領村・長嶺村・保田窪村)

三ヶケ村共田地僅少ニシテ畑地夥多ナルヲ以テ広畑村ト名ケタルモノナリ。

小山戸島村 (小山村ノ内字平山ヲ除ケ外・戸島村)

古来同地方ヲ指シテ小山戸島ト総称スルノ因習アルニ依リ二村ノ名称ヲ

併存シタルモノナリ。

健軍村 (健軍村・神水村)

健軍村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存セリ。

出水村 (国府村・今村・長溝村)

該地ハ旧藩主細川氏ノ祖ヲ祭リタル出水神社アリ、且有名ナル水前寺ノ泉

水此ニ出ルヲ以テ撰定シタリ。

画図村 (江津村・下江津村・上無田村・所島村・下無田村・重富村)

有名ナル画図湖六ヶケ村ノ東北ニアルヲ以テ撰定セリ。

日吉村 (十禅寺村・平田村・世安村・近見村・高江村)

該地ニ有名ナル日吉神社アリテ人ノ知ル所ナレバ採テ以テ村名トセリ。

田迎村 (田井島村・田迎村・出仲間村・良町村)

田迎村ハ元田迎郷会所ノ在シ所ニテ著名ナルニ依リ其名ヲ存セリ。

部田村 (笹田村・木部村・西無田村)

各村名中ノ字ヲ採リテ名ケタリ。

元三村 (元三村・野田村)

大村ノ名称ヲ存シタルモノナリ。

字 土 郡

字土町 (築籠村・松原村・字土町・江部村・段原村)

字土町ハ著明ノ市街ナルヲ以テ之ヲ存ス。

花園村 (岩古曾村・花園村・立岡村・境目村・松山村・善導寺村・古保里村)

花園村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

轟村 (栗崎村・石橋村・宮庄村・椿原村・神合村・神馬村)

合併各村中ノ宮庄村ニ轟ト云フ水源アリ有名ノ清水アルニ因リ此名ヲ採

ル。

緑川村 (恵塚村・馬瀬村・笹原村・城塚村・新開村・野鶴村)

緑川ニ沿フタル村落ナルヲ以テ緑川村ト名ク。

網津村 (網津村・笠岩村・網引村)

網津村ハ大村ニシテ其名地方ニ高キニ因リ其村名ヲ存置セリ。

網田村 (長浜村・網田村・下網田村・戸口浦村・赤瀬村)

網田村ハ地名著明ノ名称ナルヲ以テ其村名ヲ存セントス。

中村 (中村・前越村)

中村ハ大村ニシテ前越村ハ小村ナルヲ以テ大村ノ名称ヲ存セントス。

大嶽村 (里浦村・大口村・手場村)

大嶽ノ麓ニ在ル村々ナルニ因リ大嶽村ト称ス。

長崎村 (亀松村・長崎村)

長崎村ハ大村ニシテ亀松村ハ小村ナルヲ以テ大村ノ名称ヲ存セントス。

松合村 (松合村・大見村・永尾村)

松合村ハ地方ニ著名ナル地名ナルノミナラス永尾大見ハ小村ナルヲ以テ

大村ノ名称ヲ存セントス。

不知火村 (浦上村・御領村・柏原村・伊無田村・小曾部村)

各村ノ中央ニ不知火山ト称スル峯アルニ因リ其名ヲ採リテ村名トセント

ス。

三角浦村・波多村・大田尾村組合

三ヶケ村共戸数僅少資力薄弱ニシテ独立スル能ハサルヲ以テ合併ヲ可トス
ルモ地形便ナラス人情モ亦異ナルカ為メニ組合トナサントス。

玉名郡

高瀬町 (高瀬町・秋丸村ノ内字上中洲・下中洲・永徳寺村・繁根木村ノ内字馬場北ヲ除ク外)

合併町村中ノ大町ニ付其名称ヲ付ス。

弥富村 (岩崎村・中尾村・中村・亀甲村・立願寺村・河崎村・秋丸村ノ内字上中洲・下中洲ヲ除ク外・繁根木村ノ内字馬場北)

多村合併ニテ各町村ノ旧名称交互折衷等難致事情ニテ各村一団体トナリ

将来弥富ヲ図ルトノ意ヲ以テ弥富ノ名称ヲ付ス。

大野村 (野口村・中土村・大野下村・下前原村)

合併各村ハ元大野庄ニ付其名称ヲ付ス。

築山村 (築地村・山田村・中尾村)

築地山田両村ノ一字宛ヲ取り名称ヲ付ス、但中尾村ハ山田村ノ元分村ナリ。

睦合村 (上村・古閑村・西照寺村・開田村・庄山村・三崎村)

多村合併ニテ各町村ノ旧名称交互打衷等難致事情ニテ各村合併ヲ記念シ

親睦ヲ図ルノ意ニ取り睦合ノ名称ヲ付ス。

鍋村 (鍋村・扇崎村・下沖洲村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

高道村 (高道村・山下村・浜田村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

滑石村 (滑石村・小浜村)

合併村中ノ大村ニ付名称ヲ付ス。

豊水村 (小島村・千田川原村・小野尻村・北牟田村・川島村)

合併ノ五ヶ村ハ俗ニ伊倉塘下ト総称シ最豊饒ノ地ニテ大ニ水利ノ便ヲ設

ケ間々豊水各村ト唱ヘタル縁故アルヲ以テ名称ヲ付ス。

八嘉村 (寺田村・向津留村・青野村・田崎村・北坂門田村・中坂門田村・南坂門田村・大倉村)

八ヶ村ノ合併且ツ自治ノ嘉例ヲ記念スル為メ八嘉ノ名称ヲ付ス。

伊倉村 (伊倉北方村・伊倉南方村・宮原村・片諏訪村・横田村)

合併ノ五村ハ総テ旧伊倉村ノ小村ナレハ旧復シテ名称ヲ付ス。

横島村 (横島村・大園村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

玉水村 (部田見村・立花村・野部田村・竹崎村・尾田村)

合併五ヶ村ノ中央ニ尾田ノ丸池ト唱フル有名ノ池水アリテ玉水ト唱ヘタル縁故アレハ其名称ヲ付ス。

山北村 (原倉村・白木村・二俣村・西安寺村・上白木村)

合併ノ五ヶ村ヲ山北郷ト称シ来ルヲ以テ名称ヲ付ス。

木葉村 (木葉町・上木葉村・浦田村・山口村・稲佐村)

合併各町村ノ内四ヶ村ハ元木葉村ノ小町村ニ付名称ヲ付ス。

梅林村 (安楽寺村・下村・津留村)

合併三村ノ中央ニ梅林ト唱フル地ニ有名ノ天満宮アリ依テ名称ヲ付ス。

小田村 (山部田村・川部田村・下小田村・上小田村)

合併各村中上下小田村ハ戸数三分二以上ナルヲ以テ上下字ヲ省キ名称ヲ付ス。

花簇村 (日平村・蜻浦村・用木村・萩原村)

合併各村ニ跨リ有名ナル花簇山アリ依テ名称ヲ付ス。

江田村 (江田村・原口村・藤田村・前原村・瀬川村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

東郷村 (志口永村・高野村・大屋村・焼米村・榎原村・米渡尾村・久米野村・岩尻村・下津原村)

合併各村元東郷庄ニ付其名称ヲ付ス。

川沿村 (内田村・長小田村・江栗村・竈門村・久井原村)

合併各村共菊池川ニ沿、川沿各村ト唱フル村落ニ付其名称ヲ付ス。

月瀬村 (月田村・溝上村・箱谷村・青木村)

合併各村ニ亘リ菊池川ニ大瀬アリ、故ニ月田村ノ月ノ字ト瀬ノ字ヲ加ヘ名称ヲ付ス。

玉名村 (玉名村・両迫間村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

石貫村 (石貫村・富尾村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

米富村 (三ツ川村・四ツ原村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

米富村 (三ツ川村・四ツ原村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

米富村 (三ツ川村・四ツ原村)

郡中第一ノ良米ヲ算出スルノ地ナルヲ以テ米富ノ名称ヲ付ス。
阪下村 (上阪下村・下阪下村)

両村合併ニテ上下ノ字ヲ省キ名称ヲ付ス。

大原村 (肥猪町・相谷村・小原村・肥猪村・豊永村)

合併各村ハ四方ニ谷アリテ広潤ノ大原ナレハ従来大原ト唱ヘタル縁故ニ依リ名称ヲ付ス。

神尾村 (野田村・平野村・岩村・太田黒村・津田村)

合併各村中央ニ神尾城跡アリ元各村トモ該城下ナレハ名称ヲ付ス。

緑村 (板楠村・上板楠村・上十町村・中十町村・山十町村)

合併各村ニ亘ル山林旧来最モ繁茂シ緑山ト唱フルヲ以テ緑ノ字ヲ取り其名称ヲ付ス。

春富村 (西吉地村・東吉地村・中林村・和仁村・中和仁村・上和仁村)

和仁村ノ原野ヲ春日ノ原ト唱ヘ吉地村ヲ富貴ノ里ト唱ヘシ縁故アルヲ以テ参互折衷シテ村名ヲ付ス。

南関町 (関町・関村・関東村・関下村・関外目村・細永村)

合併各村ハ南関ト総称シ現今ノ各町村ハ大字ニ過キス依テ名称ヲ付ス。

賢木村 (上長田村・久重村・高久野村・今村・宮尾村・長山村・細永村ノ中)

赤坂庄寺・豊永村ノ内元安原村及宇永浦組)

合併村中産土神社ハ榊繁茂榊ノ宮ト称セシ縁故アリ、仍テ賢木ノ名称ヲ付ス。

平井村 (上平山村・平山村・上井手村・下井手村・本井手村)

平山井手ノ一字ヲ取り名称ヲ付ス。

府本村 (府本村・金山村・樺村)

合併村中ノ大村ニ付其名称ヲ付ス。

八幡村 (野原村・川登村・菰屋村)

合併三村ノ中央ニ八幡宮ノ大社アリ依テ名称ヲ付ス。

六栄村 (永塩村・折崎村・宮野村)

三村共地租改正ノ際ニ一ヶ村宛合併セシモノナレバ乃チ旧六村ニテ将来団結繁栄ヲ図ルトノ意ニテ六栄ノ名称ヲ付ス。

腹赤村 (腹赤村・清原寺村・上沖洲村)

合併三村中腹赤村ハ著名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

清里村 (梅田村・高浜村・牛水村・水野村)

合併村中水野村牛水村近方ヲ清水ノ里ト唱ヘシ縁故アルニ依リ清里ノ名称ヲ付ス。

有明村 (蔵満村・増永村・一部村)

合併各村ハ有明海ニ沿ヒタルヲ以テ名称ヲ付ス。

荒尾村 (荒尾村・宮内村・宮内出目村・万田村・原万田村・大島町)

合併町村中ノ大町村ニ付其名称ヲ付ス。

山 鹿 郡

山鹿町 (宗方村・山鹿町)

宗方ノ一小村ヲ合スルモ従来著名ノ町ヲ存ス。

川辺村 (樺井村・麻生野村・鍋田村・保多田村・西牧村)

村民ノ申出ニヨリ各総テ山鹿川ノ辺ニ在ルヲ以テ之ニ名ク。

八幡村 (下吉田村・名塚村・熊入村・石村・杉村)

村民ノ申出ニヨリ之ヲ名ク。

平小城村 (平山村・小群村・城村)

村民ノ希望ニヨリ各村名一字ヲ取り之ヲ名ク。

三嶽村 (津留村・寺島村・小坂村)

津留村ニ彦嶽・寺島村ニ震嶽・小坂村ニ西嶽ノ三嶽アルヲ以テ村民ノ希望ニ依リ之ヲ名ク。

広見村 (四丁村・芋生村)

四丁村ニ広見ト称スル地名アルニ付村民ノ申出ニ依リ同名称ヲ取ル。

六郷村 (上永野村・下永野村・太田村・五郎丸村・長村・下内田村)

村民ノ申出ニ依リ六ヶ村合併ノ義ニ取り之ヲ名ク。

三玉村 (上吉田村・蒲生村・久原村)

久原村内元靈仙三三玉山靈仙寺アルニ付村民ノ申出ニ依リ之ヲ名ク。

中富村 (梶尾村・中富村・中川村・分田村・中分田村・下分田村・小柳村)

村民ノ申出ニ依リ旧一郷ノ名称ヲ取ル。

米田村 (志々岐村・小原村・南島村・坂田村・長坂村)

村民ノ申出ニ依リ之ヲ名ク。

内田村 (上内田村・相良村・山内村・矢谷村)

合併村内著明ノ大村上内田ノ名称ニヨル。
千田村 (千田村・持松村・広村)

合併村内著明且有力ノ大村名ヲ存ス。

米野岳村 (岩原村・合里村)

村民ノ申出ニ依リ合併村ニ在ル高山ノ名称ヲ取ル。

嶽間村 (多久村・椎持村)

村民ノ申出ニ依リ各村総テ山嶽ノ間ニ僻在スルヲ以テ之ヲ名ク。

来民町 (来民町・御宇田村)

一小村ヲ合スルモ有力ノ町名ヲ存ス。

稲田村 (津袋村・庄村・高橋村・下高橋村・石淵村・小島村)

村民ノ申出ニ依リ各村概シテ稲田多キヲ以テ之ヲ名ク。

大道村 (古閑村・方保田村・中村・藤井村)

村民ノ申出ニ依リ各村国道ニ沿ヒタルヲ以テ之ヲ名ク。

山 本 郡

山内村 (霜野村・大浦村・梅木谷村・北谷村・仁王堂村・中浦村)

村民ノ申出ニヨリ昔時霜野仁王堂北谷ノ三ヶ村ヲ山内村ト称セシ縁故アルニ付之ヲ名ク。

菱形村 (那知村・辺田野村・木留村・円台寺村・上古閑村・轟村)

合併村内歴史上著名ナル名称アルニヨリ村民ノ申出ニヨリ之ヲ名ク。

桜井村 (鑑田村・投刀塚村・舞尾村・滴水村・萩迫村)

村民ノ申出ニヨリ滴水村内桜井ノ地名アリ、合併各村ノ中央ニシテ十年ノ役激戦ノ地アルニ付之ヲ名ク。

山東村 (古閑村・小野村・有泉村・岩野村・一木村・石川村)

村民ノ申出ニヨリ山本郡ノ東部ニ位スルヲ以テ従前東谷ノ称呼アリ、依テ

山本ノ山ノ字ト東谷ノ東ノ字ヲ取ル。

吉松村 (大井村・今藤村・伊知坊村・船島村・平井村・豊田村・亀甲村)

従前亀甲豊田平井ノ三ヶ村ヲ吉松村ト称セシ縁故アルニヨル。

田底村 (田底村・米塚村・宮原村・正清村)

村民ノ申出ニヨリ有力ノ村名ヲ存ス。

山本村 (味取町・山本村・色出村・内村・清水村)

村民ノ申出ニヨリ山本村ノ村名ヲ存ス。

田原村 (後古閑村・平原村・鈴麦村・鞍掛村・豊岡村・富応村)

村民ノ申出ニ依リ豊岡村内著名ノ坂名ニシテ十年ノ役激戦ノ地ナルヲ以テ之ヲ名ク。

植木町 (植木町・広住村)

著名ノ町名ヲ存ス。

菊 池 郡

旭野村 (弁利村・伊萩村)

村民ノ申出ニ依リ弁利村内旭野ト称スル地名アリ依テ之ヲ名ク。

河原村 (下河原村・木庭村・藤田村)

著名ノ大村下河原村ノ名称ニ由ル。

水源村 (四丁分村・原村)

村民ノ申出ニヨリ原村内ニ菊池川ノ水源アリ四丁分村中ニ合志川ノ水源アルヲ以テ之ヲ名ク。

迫間村 (大平村・重味村・西迫間村・市野瀬村・豊間村)

村民ノ申出ニ依リ迫間川ハ村ノ西部ヲ貫流スルユヘ之ヲ名ク。

竜門村 (竜門村・小木村・雪野村・斑蛇口村)

村民ノ申出ニ依リ著名ノ村名ヲ存ス。

砦村 (山崎村・水次村・辺田村・台村・高田村・荒牧村・瀬戸口村・岡田村・流川村)

合併村内、台村ノ内元水島台ハ菊池氏ノ外城ニシテ今川等ト戦争有名ノ地アルニヨリ之ヲ名ク。

城北村 (木野村・宮原村・阿佐古村・米原村・稗方村・池永村・松尾村)

村民ノ申出ニ依リ菊池氏城跡ヨリ北ニ位スルノ村落ナルヲ以テ之ヲ名ク。

戸崎村 (今村・赤星村・森北村)

村民ノ申出ニ依リ合併村内ニアル古城跡ノ名称ヲ取ル。

花房村 (木柑子村・広瀬村・出田村)

村民ノ申出ニ依リ合併村ノ中央ニアル地名ヲ以テ之ヲ名ク。

隈府町 (片角村・隈府町・亘村・玉祥寺村・袈裟尾村)

著名ノ町名ヲ存ス。

菊池村 (西寺村・北宮村・大琳寺村・深川村・野間口村・村田村・長田村)

村民ノ申出ニヨリ歴史上菊池氏初代則隆ヨリ武光迄十五代北宮村地内菊ノ城ニ在任ス、城墟ノ西深川村ニ菊ノ池アリ其近傍ニ則隆ノ墳墓ヲ存ス依テ之ヲ名ク。

加茂川村 (新古閑村・甲佐町村・加恵村・高島村・菰入村・清水村・砂田村)

村民ノ申出ニヨリ加茂川ノ水理各村ノ田地灌漑ニ大關係アルユヘ之ヲ名ク。

合 志 郡

津田村 (津久礼村・久保田村)

村民ノ申出ニヨリ津久礼村久保田村ヨリ各一字ヲ取り之ヲ名ク。

瀬田村 (立野村・瀬田村・大林村・吹田村)

村民ノ申出ニヨリ著名ノ村名ヲ存ス。

陣内村 (森村・下町村・陣内村・町村・中島村)

村民ノ申出ニヨリ著名且有カノ大村名ヲ存ス。

平真城村 (古城村・平川村・真木村)

村民ノ申出ニヨリ平川村古城村真木村ヨリ一字ヲ取り之ヲ名ク。

護川村 (杉水村・矢護川村・尾足村・川辺村)

村民ノ申出ニヨリ各村中多クハ矢護川ノ流ニ依ルヲ以テ之ヲ名ク。

北合志村 (麓村・小原村・新明村・伊坂村)

各村総テ合志郡ノ北隅ニアルヲ以テ之ヲ名ク。

泗水村 (福本村・吉富村・豊水村・永村・住吉村・富納村)

村民ノ申出ニ依リ合併村内ニ泗水ノ地名アルヲ以テ之ヲ名ク。

合志村 (竹迫村・幾久富村・福原村・上庄村・栄村・豊岡村)

村民ノ申出ニヨリ歴史上合志郡ノ中央上庄村ニ合志氏代々存住ノ城跡アルニ依リ之ヲ名ク。

西合志村 (野々島村・上生村・御代志村・合生村・須屋村)

村民ノ申出ニヨリ合志郡ノ西端ニ位スルヲ以テ之ヲ名ク。

清泉村 (亀尾村・蘇崎村・小野崎村・林原村・橋田村)

村民ノ申出ニヨリ合併村内ニ清泉ノ地名アルヲ以テ之ヲ名ク。

田島村 (南田島村・田島村)

従来著名ノ村名ヲ存ス。

大津町 (大津町・引水村・室町・新村・灰塚村)

従来著名ノ大町名ヲ存ス。

阿蘇郡

上益城郡

下益城郡

記録なし

八 代 郡

高田村 (豊原村・奈良木村・高下村・本野村)

従来豊原村・奈良木村・高下村・本野村四ヶ村ヲ稱シテ高田ト云フ、土地ニ産スル著名ナル物品即チ密柑・陶器等總テ高田ノ二字ヲ以テ之ニ冠ス。依テ敷川内ノ一村ヲ合併スルモ高田ヲ以テ村名トナス。

植柳村 (植柳村・麦島村・大福寺村)

熊川ノ南大福寺村懸リ国道ヨリ西ハ都テ植柳ト云フ、又麦嶋村モ有名ナル村落ナレドモ植柳村ノ有名ナルニシカズ、依テ其名ヲ存シテ村名トナス。

有佐村 (有佐村・下有佐村・下村・中島村)

合併村中ノ最モ大ナル村名ヲ存シタルモノトス。

龍峯村 (東河田村・西河田村・興善寺村・岡谷川村・岡中村・岡小路村)

現今ノ戸長区域六ヶ村ノ中央興善寺村懸リ龍力峯ノ麓ニ昨廿年地ヲトシ

テ一ノ尋常小学校ヲ設立シ本名ヲ付ス、因テ村名トナス。

宮地村 (宮地村・古麓村・猫谷村)

宮地村・麓村ハ歴史上ニ散見スル著名ノ村落ナリ、然レドモ当今ハ製紙ノ

為メ宮地ノ名最モ頭ル、故ニ其名ヲ存シテ村名トナス。

神尾村 (立神村・早尾村)

合併村中立神・早尾ノ村名ヨリ各一字ヲ採テ村名ヲ付ス。

宮原町 (宮原町・宮原村)

宮原町・宮原村ヲ合シ村名ヲ廢シテ町名ヲ存ス。

和鹿島村 (鹿島村・島地村・鹿野村・網道村)

合併ノ協議一和シタル故鹿島村ノ上ニ和ノ字一ヲ加ヘ村名ヲ付ス。

太田郷村 (松江村・萩原村・横手村・片野川村・井上村・片長村・日置村)

寛永ノ以前近傍二十八ヶ村ヲ太田郷ト云、又灌漑水路ノ太田井手ト稱スル

モノ数派合併村中ヲ通過ス、因テ村名トス。

文政村 (塩浜村・両出村・貝洲村・宝出村)

四百町七百町ト称スル新地内ノ村落ニシテ両新地ハ文政年間ノ築造ニ係ルヲ以テ其年号ヲ採テ村名トス。

千丁村 (新牟田村・吉王丸村・太牟田村・古閑出村)

合併村反別ヲ合計スレバ九百町余ニシテ千町ニ近キ町数ナリ、故ニ村名トス。

金剛村 (弥次村・高植村・敷河内村)

金剛ハ合併村内ヲ疎通スル球磨川派流ノ中央ニアル一小島名ナリ、故ニ採テ村名トナス。

八千把村 (古閑村・田中村・会地村)

口碑ニ伝フ往古此近傍ヲ八千把野ト称スト依テ村名トナス。

吉野村 (吉本村・新田村・高塚村・大野村)

合併村中吉本町・大野村ノ各一字ヲ採テ合村名トナス。

野津村 (野津村・河原村)

野津ハ著名ノ大村ニシテ旧ノ郷名ナリ、依テ河原町ヲ合併スルモ其村名ヲ存ス。

鏡町 (鏡町・鏡村・内田村・芝口村・野崎村)

鏡町ハ郡中著名ノ一小都会ナルヲ以テ他ノ五ヶ村合併スルモ其町名ヲ存ス。

右ノ外(南種山村・北種山村・小浦村)ト(久連子村・椎原村・仁田尾村・

榎木村・葉木村・柿迫村・栗木村・下岳村)ハ組合村ニシテ八代町・松高村・

上求麻村・下松求麻村・河俣村ハ各独立ノ町村ナリ。

葦 北 郡

日奈久村 (日奈久村・日奈久町・千小田村)

日奈久ノ名称ハ合併町村中ノ称呼ニシテ一ノ千小田村ヲ合スルモ日奈久ノ名称ヲ存シテ村名トス。

二見村 (二見村・赤松村・洲口村・野田崎村・下大野村)

二見ハ合併村中ノ中央ニシテ殊ニ大村名ナルヲ以テ其名ヲ存ス。

田浦村 (井無田村・田浦村・波多島村・横居木村・小田浦村・海浦村・田浦

町)

田浦ハ旧郷名ニシテ合併村中同名ヲ称スル町村アリ、小田浦海浦ノ両村ヲ除ク外都テ同郷中ノ名村ナリ、因テ其ノ名ヲ存ス。

佐敷村 (田川村・鶴木山村・道河内村・佐敷町・乙千屋村・伏木氏村・大尼

田村・宮浦村・松生村・桑原村・八幡村・立川村・白岩村・計石村・花岡村)

本名ハ古来佐敷莊ト称シタル郡中著名ノ郷名ナリ、維新之頃迄ハ同村名アリシモ現今ハ佐敷町ト改称セリ、今般一町十四ヶ村合併スルニ当リ旧郷名ニ

抛テ村名トス。

湯浦村 (豊岡村・大川内村・高岡村・古石村・米田村・丸山村・湯浦村・女島村・宮崎村)

合併九村共旧湯浦郷中ノ村落ナリ中央ニ同村名アリ、因テ其名ヲ存ス。

津奈木村 (福浜町・千代村・津奈木村・岩城村)

旧津奈木郷中合併シ中央ニ同村名アリ、因テ其名ヲ存ス。

水俣村 (浜村・袋村・南福寺村・江添村・長崎村・湯出村・月浦村・初野村・

大迫村・陣内村・深川村・中鶴村・石坂川村・市渡瀬村・宝川内村・長野村・

薄原村・葛渡村)

水俣ハ旧一郷ノ合併ナルヲ以テ郷名ヲ採テ村名トナス。

久木野村 (越小場村・久木野村・古里村・大川村)

旧郷中ノ合村ナルヲ以テ郷名ト同シキ一ノ村名ヲ存ス。

大野村 (天月村・白木村・塩浸村・白石村・大野村・告村・市野瀬村・国見

村)

現今ノ戸長区域ヲ合併シ一ノ大村名ヲ存ス。

吉尾村 (黒岩村・大岩村・海路村・上原村・吉尾村・籠瀬村)

現今ノ戸長区域ヲ合併シ中央ノ村名ヲ存ス。

百済来村 (久多良木村・田上村・鶴喰村・小川内村・川嶽村)

合併村中久多良木ト称スル村アリ、口碑ニ伝フ往古敏達天皇ノ御宇百済人帰化シテ該村ニ住シタルヲ以テ名ツケタリト蓋シ久多良木ハ百済来ノ変更シタルモノナリ、故ニ今旧文字ヲ以テ村名トナス。

球 磨 郡

藍田村 (間村・七地村・大畑村)

間村ハ三百戸以上ニシテ独立ノ資力無キニアラサレトモ隣接近七地・大畑
ハ共ニ小村ニシテ合併スルモ猶独立ヲスル能ハス、且ツ從來戸長同区域ナル
ヲ以テ慣行人情モ亦相同シ故ニ合併ヲ要セリ、藍田村ト名ケシハ間村ノ古称
ニシテ間々旧記ニ参見スルモノアルニヨレリ。

岡原村 (宮原村・岡本村)

右両村共三百戸未滿ニシテ独立ヲ保チ得ス、且両村ノ地形首尾接続シ十数
年来同区域ニアリテ民情風俗自ラ一村ノ如シ、故ニ合併ヲ要セリ、岡原村ト
改称スルハ両村ヲ参互折衷セシモノナリ。

久米村 (奥野村・久米村)

奥野村ハ最小村ニシテ從來僅カニ村名ヲ存セシモ其実都テ久米村中ノ一
字ナルカ如シ、依テ人民ノ情願ニ起因シ久米村ニ合併セシム。

川村 (柳瀬村・深水村・川辺村)

三村共ニ小村ニシテ独立ヲ保ツ事能ハス且三村同区域ノ慣行アリテ人民
互ニ親和シ其合併ヲ情願セリ、三村共ニ川ニ沿ヒタルニ依リ名ク。

山江村 (山田村・万江村)

山田村ハ戸数五百戸以上ニシテ独立シ得ヘキノ資力アリト雖トモ其隣村
万江ハ戸数三百ニ滿タス、且資力薄弱ニシテ到底独立シ能ハス、地形及風俗
等ニ於テモ山田村ヲ除キ他ニ合併スルノ村ナシ、故ニ万江村ニ於テハ山田村
ニ合併スルヲ望ミ山田村ニ於テモ從來ノ交誼ニ依リ聊カ之ヲ拒ムノ意ナシ、

西瀬村 (西浦村・薩摩瀬村)

西浦村・薩摩瀬村ハ共ニ小村ニシテ独立ノ資力ナク從來互ニ耕地原野ノ入
合稼多ク民情風俗異ナルナキヲ以テ合併ヲ要セリ、両村ノ名ヲ参互シテ西瀬
村ト称スルモノナリ。

一勝地村 (三ヶ裏村・二勝地村)

両村共ニ小村ニシテ各独立ノ資力ニ乏シク、明治七年以来同区域トナリ慣
習人情殊異ナク此二ヶ村ハ山間ノ村落ニシテ他ニ合併スヘキ村ナク是迄ノ
慣行ニ於テモ三ヶ裏村自ラ一勝地村ニ付属セシカ如キ情況アリ、依テ一勝地
村ニ合併スル所以ナリ。

神瀬村 (大瀬村・神瀬村)

右両村モ亦山間ノ小村ニシテ独立ノ資力ナク且他ニ合スヘキ村ナク両村

交互ノ情況ニ於テモ猶三ヶ裏ノ一勝地ニ於ケルカ如シ、依テ大瀬村ヲ神瀬村
ニ合併ヲ要セリ。

上村組合 (上村・皆越村)

上村ハ五百戸以上ニシテ其資力独立スルニ足ルヘシト雖トモ皆越村ハ戸
数僅カニ八十一戸ニシテ日向ノ国境ニ僻在唯山蹊ノ纒ニ上村ニ接スルノミ
ニシテ他ニ倚ルヘキノ村ナシ、故ニ上村ニ合併セシメントスルモ地形民情自
ラ殊異アルニヨリ上村ニ於テ之ヲ拒ムノ情アリ、依テ此ノ組合ヲ設ケタリ。

久米組合 (久米村・榎木村)

榎木村ハ当郡東南隅ノ山間ニ在リテ別ニ一實区ヲ爲シ戸数僅カニ七十余
戸ニシテ一里許ノ山壁ヲ隔テタル久米村ニ属セサレハ自治ノ目的ヲ達スル
ヲ得ス、然リト雖トモ土地隔絶シ随テ民情風俗ハ勿論日常ノ業務各異ナルア
リテ敢テ之ヲ合スルヲ得ス、故ニ此組合ヲ設ケル所以ナリ。

岩野組合 (岩野村・江代村・湯山村)

三村共ニ小村ニシテ独立ノ資力ナク之ヲ合セサレバ自治ノ目的ヲ達スル
コト能ハス、然ルニ湯山・江代ノ二村ハ山間ニ在シテ土地ノ狀況民情習俗
稍相同シキモ岩野村ハ地形民情風習自ラ異ナルアリ、依テ此組合ヲ設ケタ
リ。

木上組合 (木上村・深田村)

右木上村ハ戸数四百戸以上ニシテ資力モ亦乏キニ非ス、深田村モ三百戸以
上ナレトモ現今独立スルノ資力ニ乏シク、且此ノ両村ハ水利上關係ヲ共ニシ
原野ノ入合稼等多ク今之ヲ合スルモ不可スルモ不可ナキモノノ如シ、然トモ
將來独立シ得ヘキノ両村ヲ合スルハ後來ノ好策ニ非ス、故ニ姑ク此ノ組合ヲ
設ケリ。

四浦組合 (四浦村・五木村)

単ニ戸数ヲ算レハ各其独立ヲ保チ得ルニ似タレトモ共ニ当郡北隅ノ山間
ニ在リテ資力殊ニ乏シク五木村ノ如キハ郡中ニ於テ民度稍低ク其独立ヲ保
チ難シ、然レトモ山径交通ニ便ナラス人情モ亦同カラサルアリ、故ニ他日独
立ヲ期シテ姑ク此組合ヲ設ケル所以ナリ。

天 草 郡

今津村 (合津村・今泉村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。
教良木村 (教良木村・内野河内村)

合併村中、大村ノ名称ヲ採リタルモノナリ。
島子村 (大島子村・小島子村)

大、小二字ヲ削リ島子村ト称ス。
栖本村 (湯舟原村・古江村)

往昔湯舟原村ニ城壘アリ栖本城ト称ス、又々幕政ノ時栖本組ヲ置ク湯舟原
カハ村・古江村実ニ其本軸タリ、是レ村名ヲ栖本ト定メタル所以ナリ。

河馬田村 (河内村・打田村・馬場村)
合併村名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

宮地村 (大宮地村・小宮地村)
大小二字ヲ削リ宮地村ト称ス。

本戸村 (本戸馬場村・広瀬村・本泉村)
往昔本戸馬場村ニ城壘アリ本戸城ト称ス、幕政ノ時本戸組ヲ置キ近傍九ヶ

村ヲ轄ス、是レ村名ヲ本戸ト定メタル所以ナリ。
本村 (本村・新休村・下河内村)

村中、大村ノ名称ヲ採リタルモノナリ。
手野村 (井手村・下内野村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。
城河原村 (城木場村・荒河内村・上野原村)

合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。
志岐村 (志岐村・白木尾村・内田村・年柄村)

志岐村ハ合併村中ノ大村ノミナラス歴史上著名ノ村称ナルヲ以テ之ヲ存
新合村 (新合村・立原村)

大村ノ名称ヲ存シタルモノナリ。
一町田村 (河浦村・今田村)

往昔一町田ニ城壘アリ一町田城ト称ス、幕政ノ時一町田組ヲ置キ近傍十三
ヶ村ヲ轄ス、是レ村名ヲ一町田ト定メタル所以ナリ。

白留村 (白木河内村・久留村)
合併村ノ名称ヲ参互折衷シタルモノナリ。

食場村亀川村組合

食場村・亀川村ハ従来桐宇土村ト聯合一戸長役場区域タリ、而シテ二村共
實力乏シク合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ地形隔絶民情同
シカラス、依テ組合トナスヲ要ス。

中田村碓石村組合

中田村・碓石村ハ従来聯合一戸長役場区域タリ、而シテ此二村共實力ナク
合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ山岳之ヲ遮断シ地形不便民
情亦同シカラス依テ組合トナスヲ要ス。

下津深江村小田床村組合

下津深江村・小田床村、従来聯合一戸長役場区域タリ而シテ両村共實力乏
シク合併セサレハ自治ヲ達スルヲ得スト雖モ二村ノ間断崖半腹ノ險路ヲ經
アラサレハ舟行ノ外他ニ交通ノ道ナク民情亦同シカラス依テ組合トナスヲ
要ス。

亀浦村早浦村組合

亀浦村・早浦村ハ従来聯合一戸長役場区域タリ、而シテ両村共實力乏シク
合併セサレハ自治ノ目的ヲ達スルヲ得スト雖モ二村岬角ノ左右ニアリテ彼
是ノ人民陸路ハ岬背ヲ涉リ舟路ハ岬端ヲ迂廻セサレハ別ニ往来ノ道ナク且
ツ民情モ自カラ不同アリ、依テ組合トナスヲ要ス。

合併までの実例

阿蘇小国郷における実例を見ると、二一年六月四日
郡長より村会議員・人民総代全員を召集し、町村分離合併に就いて諮問
があり、同日に各町村は従来区域のままで組合町村たることを希望
する旨答申した。しかし郡長は小国郷九か村を一等に合併されたいと勸
奨したので八月に郷中九か村連合会議が開かれたが結果は前同様組合村
としたいという上申となつてあらわれた。しかし、県としては、これは
あくまで合併の方針であつたので郡長が各村代表と面談する旨の達を出
したため、八月一〇日村惣代議員の集會の結果、北小国郷六か村は合併
して「六併村」と改称することとして県に上申した。大越書記官は書類
を携行して上京したが、その村名を北小国村と改称するよう東京より県
宛電報し、県より郡を経て松崎戸長に通達があつたので、戸長は六ヶ村

連合村会にはかつて可決して上申した。南小国郷三か村もおそらく三併村と上申していたとみえ、これも南小国村と改称するよう通牒があつたと思われる。

三、市制・町村制実施の手續き

市制・町村制施行手續の制定 二十一年一〇月二日には訓令二七一号で「官有地・備荒儲蓄金」調を二〇日迄提出するよう命令され、二月一日には「郡内ノ共有財産及當造物ニシテ将来郡有物トナスヘキモノ」の沿革要領を二〇日迄に提出せよと達し（訓令三三三三号）たが、翌二二年いよいよ施行手續書が出来上り、内務大臣の認可も得たので、二月二八日訓令第二八号で郡区役所及戸長役場に対して「市制・町村制施行順序」を、第二九号で「選挙原簿及選挙人名簿」と「選挙録」の書式を布達した。

施行順序

- 第一条 市ノ区域ハ内務大臣ノ指定ニ拠リ、町村区域ノ分合ハ明治二十二年三月始メ県令ヲ以テ之ヲ定メ四月一日ヨリ実施ス
- 第二条 町村ノ分合ヲ為ストキ、其町村財産ノ処分ハ関係町村ノ協議ニ依リ、郡長ヲ經テ知事ノ認可ヲ受ケシムヘシ
- 第三条 町村制第十六条第二項ニヨル町村組合ハ、先キニ郡町村吏員及総代等答申ノ通町村制施行ノ日ヨリ之ヲ設ク
- 第四条 市制・町村制施行期日ノ発令アリタルトキハ市制、町村制第十八条ノ選挙原簿並選挙人名簿ハ、施行期日前指令シタル区・戸長ニ於テ之ヲ調製スヘシ
- 第五条 前条ノ名簿ヲ調製スルニ就テハ左ノ各項ヲ心得ヘシ
 - 一 市制、町村制第七條ニ二年トアルハ本制施行前ニ遡リ計算スヘシ
 - 一 現今区町村費ヲ納ムルモノハ市制、町村制第七條市町村ノ負担ヲ分任シトアルニ該当スルモノトス

- 一 市制、町村制第十三條議員ノ等級ハ廿一年度直接税ニ屬スル区町村費ノ納税額ニヨリ定ムルモノトス、但二十二年度ニ於テ其資格ヲ有セサルトキハ其効力ヲ失フコト勿論ナリトス
- 一 町村ノ分合ヲナシタルトキハ新町村ニ対スル納額ヲ以テ定ムルモノトス
- 一 市制、町村制第七條ノ救助ヲ受ケタル者トハ恤救規則又ハ区町村費等ニシテ公ケノ救助ヲ受ケタルモノヲ云フ、但備荒儲蓄法ニヨリ救助ヲ受ケシモノハ此限ニアラス
- 第六条 選挙人名簿ハ施行期日ニ及ヒ、指令ノ官吏ニ於テ適當ノ位地ヲ定メ、七日間之ヲ縦覧ニ供シ、修正スヘキハ之ヲ修正シ更二十日ヲ經テ選挙会ヲ開設スヘシ
- 第七条 選挙人名簿確定シタルトキハ、指令ノ官吏ニ於テ選挙場所・日時及選挙スヘキ議員ノ數（何級何人）等選挙前七日ヲ限リ公告スヘシ
- 第八条 市制、町村制第十九條各級ノ選挙ハ、先ツ下級ノ選挙ヲ了ヘタル後、順次上級ノ選挙ニ及フヘシ、但、土地ノ情況ニヨリ一級ツツノ選挙会ヲ開クモ妨ケナシ
- 第九条 市制、町村制第二十條選挙係ハ、指令ノ官吏ニ於テ之ヲ選任シ、自ら係リ長トナリ之ヲ施行スヘシ
- 第十条 選挙係リハ選挙録ヲ製シ、被選者ノ点数及市制、町村制第二十三條ノ事項其他選挙ニ係ル顛末等記載スヘシ
- 第十一条 本順序第三条ノ町村組合ヲナストキハ、先ツ関係町村ノ協議ヲ以テ組合費用ノ分担法其他必要ノ事項（総テ一町村ト見做シ町村長助役各一名ヲ置ク等ノ事）ヲ定メ、而シテ後組合町村会ヲ開クヘシ、但収入支出ハ各町村特別ノ事業ニ係ルモノヲ除クノ外共通スヘシ
- 第十二條 議員選挙ヲ了ヘタルトキ、指令ノ官吏ハ市ハ知事、町村ハ郡長ニ報告スヘシ
- 第十三條 市制第二十七條第一項町村制第二十八條第一項ニヨリ当選ヲ辞スルモノアルトキハ、市制、町村制第八條第二項一ヨリ五ニ該当スルモノハ、指名ノ官吏直チニ之ヲ処分シ其他ハ町村会開設ノ上會議ノ処分ニ任スヘシ
- 第十四條 市制第二十八條第一項町村制第二十九條第一項ニ依リ訴願スル者アルトキハ、指名ノ官吏之ヲ処分スヘシ
- 第十五條 議員選挙ノ定マリタルトキ指名ノ官吏ハ知事、郡長ノ告示ニ依リ直

ニ市町村会ヲ開クヘシ、但市会ハ議長ヲ選挙シ町村会ハ町村長ヲ選挙シ認可ヲ得ルニ至ルマテハ、議員中年長者ヲ以テ議長トス市会ハ先ツ議長及其代理者ヲ選挙シ、其就職ノ上先ツ市長ノ候補者ヲ投票シ、議長ヨリ知事ヲ経テ内務大臣ニ提出シ裁下ヲ請フノ順序ヲ為スヘシ、其裁可ヲ経タル後助役及名誉職参事会員ノ選挙ヲ行フヘシ

町村会ハ先ツ町村長及び助役ヲ選挙シ議長ヨリ郡長ヲ経テ知事ニ提出シ其認可ヲ請フヘシ

町村長及助役ヲシテ有給ト為サント欲スルトキハ、指名ノ官吏ハ右ニ係ル条例ノ議案ヲ發シ町村会ヲシテ議定セシメ知事ヲ経テ内務大臣ノ許可ヲ請フヘシ

市参事会及町村長、助役就職スルトキハ、収入役並附屬員等ノ選任ヲ為スヘシ

町村分合改称告示 同二二年三月四日、県令第九号で飽田郡野田村(現熊本市野田町)を四月一日から託麻郡の所屬に組替える旨を達した。これは野田村が託麻郡の元三村と合併するために特に内務大臣の裁下を得たものである。

同日県令第一〇号で「各郡町村ノ内左ノ通分合改称シ、来ル四月一日ヨリ実施ス、但旧町村名ハ大字トシテ之ヲ存スル事ヲ得」と県下に達した。合併改称一覧は前の新町村名選定一覧とほとんど変わらない。

同日県令第一一号で「明治二一年四月法律第一号ニヨリ、明治二二年四月一日ヨリ熊本区ニ市制、其他ノ町村ニ町村制ヲ施行ス」とも達し、翌五日より七日にかけて郡区長会議を開催した。第一日目は憲法発布に關する示諭があり、第二・三日目には市制・町村制実施に關する最終會議を行った。この席で新・旧事務受渡の手續から市町村會議員・市参事會員・町村長・助役等の当選者に対する告知書・本人より提出する承諾書の形式に至るまで詳細が規定された。

また市制が施行されても市長の任命までは最高理事者が不在となるので、三月四日告示第一三号で市制第一二八条に係る事項は熊本区長に指

命し施行させることにし三月一四日に先に議決された「事務受渡手續」を訓令第三五号として郡役所と戸長役場に達した。

第一条 市長、町村長就職後三十日ヲ限り事務受渡期限トス
第二条 従来区役所、戸長役場整備ノ諸帳簿・諸物品ハ明細目録ヲ添引渡スヘシ

但従来ノ戸長役場区域ノ内、他ニ分屬スル町村ノ分ハ分屬スル部分毎ニ目録ヲ添付スヘシ

第三条 郡区ノ境界ヲ変更シ他郡区ニ編入シタル町村、又ハ一町村ヲ分割シテ他町村ニ編入シタル分ハ、境界ヲ明ニシタル絵圖面ヲ添ヘ引渡スヘシ

第四条 古今ノ沿革ヲ徴シ又ハ後來証憑トナルヘキ書類ハ勿論、其他ト雖トモ素リニ棄損破却等ナスヘカラス

第五条 従来区長、戸長ニ於テ取扱中ノ事務ニシテ、未タ結了セサル事件ハ其取扱ノ顛末ヲ詳記シタル手續書ヲ添付引渡スヘシ

第六条 事務受渡相済ミタルトキハ、双方受渡証書ヲ交付シ、其旨当庁並ニ取轄郡役所へ届出ヘシ

また、この他に訓令三六号で事務受渡中の旧戸長月給支給の件(一四日)乙第七一号で市町村長以下印章形式一定の通牒(一九日)三月二一日には組合町村ある郡長へ乙第七二号で次の通牒を發した。

町村制百十六條第二項ニ抛り組合町村ハ予而御上申相成居候通、内務大臣ニ於テモ認可相成候ニ付、実施之日即チ四月一日ニ至リ町村制百三十條ニ抛り郡長ニ於而組合ヲ設ケシメ、同制百十七條第二項及本年本県訓令第二十八号第十一條ニ抛り、組合町村必要之事項ヲ規定セシメラレ候順序ニ有之候条、為念左ニ組合町村名記載此段及御照會置候也

飽田郡四錢塘・内田組合、中島・中原・沖新組合、奥古閑・海路口組合、浜田・並建・白石・島口組合

宇土郡(一) 三角浦・太田尾・波多組合
上益城郡(二) 滝尾・水越組合、豊秋・陳・小阪組合
八代郡(三) 北種山・南種山・小浦組合、下岳・栗木・柿迫・久連子・椎原・仁田尾・樅木・葉木組合

球磨郡(四) 上村・水越組合、久米(新村名)・榎木組合、岩野・江代・湯山組

合、四浦・五木組合、木上・深田組合

天草郡(五) 高戸・樋島組合、下津深江・小田床組合、中田・碓石組合、須子・

大浦組合、亀浦・早浦・久留組合

この間に各郡長より疑点の照会も多かったが、特に選挙人名簿作成に当たって町村制第七条の「(三)其町村内に於て地租ヲ納メ」については二郡から疑義が出て県もその判定に苦しんだ。これは質地の納税者の場合、公民権は土地所有者と質権所有者とのどちらになるかによって名簿登載者が違ってくるため、上・下益城は二月四日、飽・託・宇は二月八日に県に何を出している。この場合質権者が問題になるのは明治一七年第七号公布の地租条例第二一条に「但質入ノ土地ハ其實取主ニ於テ之(地租)ヲ納ムヘシ」とあるところによるのである。県は早速二月七日に在京中の辛島属に照会を出したが明確な返事が来ず、三月四日東京の県治局長に電報したが二一日になつても回答がないので二二日再度電報した。結果地券記名者を指すとの指令があり二六日これを全郡長に通知した。二八日には熊本市会議員の選挙区が決定公布され、また地租を有せず初めから所得税納税者で二年以上その義務を尽す者も特免して公民権を与えることが確定し、熊本では四〇名が新たに公民権を附与された。

四、市制・町村制の施行

市制・町村制の施行と役所の開庁 明治二二年四月一日、本県において市制・町村制が正式に発効した。この日熊本市および各町村の役場位置が決定され、四日に県公文で布達された。(県令第二〇号)

四月一八日熊本市会議員の選挙が行なわれた。市制第一四条により熊本市の議員数は三〇名で納税額により三級に区分されているが、市ではこれを三選挙区に区分し、第一区は各級共四名宛の計一二名、第二区・第三区は各級三名宛ての各九名とし、選挙場は第一区は河原町延寿寺、

第二区は元区役所、第三区は内坪井流長院と定めた。この選挙の結果三〇名の議員が選出されたが、三区の一級議員をあげると次の通りである。

第一区 赤星敬造・吉永為己・高木第四郎・尾崎栄次郎

第二区 松本治吉・美作宗吾・坂本七蔵

第三区 徳永称・立川勝平・興津景章

こうして議員が出そろつたので、県は四月二三日第三〇号で市会の開会を告示した。

熊本市会議長及其代理者選挙並市長候補者推薦等ノ為本月廿六日ヨリ熊本市会ヲ開設ス

予定通り二六日市会が開かれ、三〇名中二八名が出席した。議長選挙の結果は三級議員の有馬源内が選ばれ、市長候補者には杉村大八(二七票)・辛島格(一九票)・倉園又三の三名が推薦された。熊本区長はこの結果を内務大臣に報告して裁可され、五月六日杉村大八が正式に熊本市長となった。久しく飽田・託麻・宇土三郡郡長兼任の熊本区長を戴いていた地域がようやく独立の自治体となつたのである。

そこで同月一四日夜忘吾会舎で市会を開催し、助役と参事委員の選出を行なつた。結果は松崎為己が二七票を得て助役に当選し、参事員には岡崎唯雄(二七票)・伊喜見文吾(二五票)・浅山知定(二三票)・松山守善(二三票)・河野政次郎(二二票)・美作宗吾(二二票)の六名が選ばれた。こうして市役所開設の準備は整つた。五月二六日知事は第四三号で「熊本市役所之義、来ル六月一日ヨリ開庁ス」と告示し、六月一日市役所は杉村市長・松崎助役の下に開設され、市会の第一会通常会は五月末日から六月五日まで開かれた。

各町村の誕生 四月一八日には熊本市のみならず、可成りの町村で町村会議員の選挙が行なわれた。黒髪村や島崎村や本庄村などでこの日選

挙が行なわれ、本庄村々会議員に倉園又三、大田黒一貫、赤星政吉などの名が見え、飽田郡五丁村では牛島貫吾、阿蘇郡坂梨村議に菅貫、託麻郡池田村議に牧相之、古町村議に林秀謙など大物の名が散見している。なお宇土町は八日、大津町は二日に町会議員選挙が行なわれている。

こうして選出された議員たちを招集して四月下旬から第一回の臨時町村会が開催され、町村長の選挙が行なわれた。これらは逐次県知事の認可を得て発令されていった。町村制によれば町村長は町村会の議長を兼ねることになっている。当時の九州日日新聞によれば、託麻郡本庄村長には倉園又三、山本郡田底村長に田中哲太などの名が五月早々に見えており、同月一〇日付の紙面には認可町村長として八代郡太田郷村長小田戒三、高田村長松岡長康、玉名郡六栄村長築地貞俊、阿蘇郡菅尾村長山村和太郎など現在及元の県会議員連がずらりと顔をそろえている。なお山鹿の町長には林秀謙（旧白川県権参事・元県会議員）が選出され、五月一九日に認可されているが、同一五日の九州日日新聞は「英雄末路真可憐」と題して九州改進黨領袖が町長にまで成り下ったという感じで記事にしている。

山鹿町会議員の協議一決の上、林秀謙氏を有給二十円にて町長に選任することとなり、氏も快く之を承諾され、近々の内赴任の筈なり、また山鹿近傍の風説は嘉悦氏房氏を山鹿郡河辺村長に、山田武甫氏は来民町長になどの話あれども、枳棘は鸞鳳の棲む所にあらず

町村会議員及び町村長選出に関する何指令 町村長選挙は全般に平穩無事に終了したが、中には思いがけない結果が出て県に伺い県もまた処置に苦しんで内務大臣の裁許を乞うという事件も発生した。四月二五日元美登里村外二ヶ村戸長から『町村会議員で他町村の長を兼務すること出来るか』『町村会議員が他町村の長となることを承諾した時は、議員を拒辞する理由となるか』の二項の伺があり、県は第一項は「兼務スルヲ得ズ」とし、第二項は「町村制第八条第二項第四ニ準拠スル義ト心得

ヘシ」として理由あるものと認める旨を指令した。

同二六日には上・下益城郡長から『指令官吏で町村会議員に当選した者は両方の職能を兼ねられるか』『前条の者が年長者で議長となった場合も三者の職能を兼ねられるか』との伺が出、県は五月二日付甲第四八九号で「第一条第二条共其職分相当ノ資格ヲ區別シ之ヲ行フハ差支ナシ」と指令している。また同日同郡長から、『海軍中佐退職成松明賢が村会議員に当選したが、去る二〇年一二月の伺に対して府県会規則の官吏に属する指令があつたので、町村制第一五条の三項に該当すると考えてよいか』『右の決定をまたずに村長の選挙を行なつてよいか』『村会議員に当選し承諾書を出した後五日以内に正当の理由で辞退した者のある場合、直に補欠選挙を行なうべきか』の三項目について、現在当面している事であるから直ちに指令してほしいと伺い、県は五月四日に一・二項は伺の通り、補欠選挙は町村制第一七条に拠るべしと指令した。

四月二七日には天草郡長（小池）から、指令官吏・郵便局長の議員当選について、二九日には議員定数の増減および組合村の毎村議員数について四月三〇日には助役の有給制について、（助役一名の場合も有給にできる）などの伺があつた。この郡から同月六日に発せられた天第二九二号伺の中「縦令ハ本制施行期日前ニ遡リ二ヶ年之内、他町村ニ寄留セシモノハ、其時日之長短及ヒ第二、第三之要件ハ具備スルニモ拘ハラズ公民権ナキモノナルヤ」については、県も苦しんだらしく、同一日の回答でも「追テ何分ノ御答ニ及フヘシ」と述べ、五月一〇日に至つて「二ヶ年ノ内仮令他へ寄留スルモ本籍地へ住居ノ実跡アルモノハ住民権ヲ有スル義ニ候」と回答している。

吉松村長選挙の紛議 中でも興味深いのは自選投票の一件である。四月二九日山本郡吉松村でも村長選挙を行ったところ、出席議員一二名で益田才次六票、星乃春原六票という結果が出た。そこで指名官吏（旧戸長）津野田五三郎が調査したところ、益田才次が自選投票を行ったことから明らかとなつたので、果たして有効か無効かと県に伺を出した。県

は五月一日乙第一五二号で次の通り指令した。

本年四月廿九日付町村制ノ義ニ付何ノ件自己ヲ選挙スルヲ得ス、其投票ハ無効トス

但全会ノ投票ハ無効トスルニ及ハスト雖モ、最多数者式名ヲ取り更ニ投票ヲ行ハシムヘシ

これに対して上羽郡長は五月四日

制第四十六条中(前有効投票ノ過半数ヲ得ル者ヲ以テ当選トス)トアル明文ニ依レハ、該村長選挙ノ如キ拾式名ノ議員中自己ヲ選挙シタル一名ノ投票ハ無効御指令本文トナリ、其残数拾名ノ有効投票中一方ハ六点一方ハ五点トナリタリ、依之觀之六点ノ方過半数ナルニヨリ御指令但書ニヨラス更ニ投票ヲ行フニ及ハサル義ニハ無之哉

と伺を立てたので、県は同一〇日甲第五〇一号で

乙第一五二号指令但書ハ町村制第四十六条ノ順序ニ拠リ、最多数ヲ得ルモノニ名アル場合ヲ指示シタル迄ニ付、實際有効投票ノ過半数ヲ得ルモノアルトキハ何之通

と指示を与え、この件は落着したかに見えた。

ところろが六月一日に至り、村会議員大橋慎吾等は県に対してこの件につき再び伺を出した。

九州日日新聞第九百七十号(五月廿五日発売)雑報欄内第十四項自選投票ニ関スル内務大臣ノ指令トアル末文ニ、自ら町村長或ハ町村会議員選挙スルモ敢テ差支フルノ件ナシ云々ト有之候ハ、事実本県庁ノ御伺ニ対スル内務大臣ノ御指令ニ有之候哉、果シテ前文ノ通ニ候ハハ本年五月一日付指令乙第一五二号ヲ以テ山本郡吉松村元戸長へノ御指令ハ如何相心得可然哉、何分ノ御明示有之度、此段奉伺候也

大橋等は県にこの伺を出すとともに、六月二日に行われる予定の属員選任の村会延期願を提出したため、村役場からもこの件落着前に開会してはいけないかとの伺が県に出された。

吉松村の議員がこのような伺を提出したのは上益城郡竜野村においても同様のことがおこり、郡長が吉松村指令に基き無効を告げさせたが納得せず、同村会議長より内務大臣宛電報で伺を發した。この件に関し内務書記官は一日に知事に電報を送り(二三日到着)「上益城郡竜野村々會議長ヨリ電報ニテ、自身ニ自身ヲ村長ニ選挙シタルモノノ可否ヲ大臣へ伺ヒ出タレドモ指令ニ及バレズ、但シ事柄ハ差支ナシト存ズ、其旨御傳達アリタシ」と告げたので驚いた県は翌一日第一八六号で内務省に伺をたてる一方、郡長宛同議長が大臣に直接電報を發した理由を問ひ質した。

村長被選挙権之儀ニ付伺

管下上益城郡竜野村々會議長ヨリ自身ニ自身ヲ村長ニ選挙スルノ可否伺出候由ニテ、本月十一日付御省書記官ヨリ電報通牒之趣ニ拠レハ、自カラ選挙スルモ差支ナキ旨ニ候得共、抑被選トハ他ヨリ選バレルノ謂ニシテ自選スベキ意義ハ其間ニ包含セサルモノト見解致候而バナラズ、自身ヲ自身ニ選挙スルガ如トハ、徳義上ニ於テモ頗ル不穩当ナル義ト相考へ、其趣ハ一、二及指示タル向モ有之候義ニ付、自撰投票ハ無効トシ施行致度此段相伺候条、差掛リタル儀ニ付電報ニテ何分ノ御指令ヲ仰キ度候也

内務大臣は五月二日「本月一四日付一八六号伺、村長被選挙権ノ件、無効トスベキ者ニ非ズ」と指令した。(二三日県着)

この事例が五月二五日の九州日日新聞の記事となったもので、県としては内務大臣の指令とあれば不服でも従わざるを得ない。五月二七日乙第一一六号で各郡長宛に「町村長等選挙ニ際シ自身ヲ自身ニ選挙スルモ其投票ハ無効トスベキモノニ非サル旨、今般其筋ヨリ指令有之候条御心得ノ為メ此段御通牒ニ及ヒ候也」と達した。

このような経過であるから吉松村議員の何に対しても否やのあろう筈もなく、遂に六月一日吉松村役場に対し前指令（乙第一五二号）取消しを指令し、県の黒星となった。しかし県は、既に星乃村長の当選を認可しているのので、自発的に取消願を出させようと考へ七月五日郡長に照会したので、郡役所では助役の牧野鼎蔵を呼んで示談したが強硬で応じなかつたため、県は七月二十五日乙第三四八号で吉松村村会に対して「星乃春原村長当選認可之義モ取消ス」と指令した。

そこで村長の再選挙を行なおうとして牧野助役は八月四日に選挙会を開催したところ、議員の中から原選挙に遡り益田・星乃二名に就いての選挙であるか、それと無関係にさらに選挙するものであるかとの疑義が出て決し兼ね、選挙会を延期して郡長に伺を出した。郡長は五日に原選挙に遡り選挙する方を正しいと判定したので、牧野助役は八日に選挙会を再開する旨達したが、村議坂田篤は再度県に宛て伺いを提出した。

……（前略）星野春原儀御認可済ノ上戸長役場ノ事務引継キ最早数ヶ月経過ノ後御認可御取消ニ付テハ、原撰挙会ニ関ラス更ニ撰挙会開設候儀至当ト奉存候、併又原選挙会自撰投票有効トナレハ星野春原、益田才次兩人正半数ニ相違無之ニ付再選挙スルニ不及、直ニ郡参事会ノ裁決ヲ仰キ可申儀当然ナルヤ、正半数ノ二名ニ就キ再投票スルハ町村制明文ニモ見当不申、議員中ニモ疑惑仕何分氷解仕兼候間……（後略）

牧野助役は右の副申として、原選挙に遡り二名について投票するのが至当であると自分の見解を述べた。右に対して県は八月一日付乙第三七七号で「郡長指令之通心得ヘシ」と指令した。

有給吏員制の問題 六月一日県は乙第一三四号で各郡長宛に照会を發した。

有給吏員ニ係ル町村条例ニ付テハ曩ニ内訓セラレタル趣モ有之候処、先般其筋進達相成居候町村ニシテ既ニ内務大臣ヨリ裁令書下付セラレタル主旨ニ抛レハ、左ノ町村ハ到底許可セラレサル義ト認メ候ニ付、及御返却候条猶該町村ニ

就キ御示諭ノ上名譽職ニ相成候様致度、此段及御照会候也

委員長

飽田郡 寺迫村 硯川村
 詫摩郡 部田村
 宇土郡 網田村、中村、戸馳村
 山本郡 山内村
 球磨郡 渡村、神瀬村

なぜ県がこのような照会を發したかと言うと、有給吏員に関する町村条例について内務大臣の裁令書が到着したので、その許諾・否決を戸数別に表にしてみたところ次表のようになった。この表によってみると、

郡名	村名	戸数	許否
山鹿郡	川辺村	三二〇	否
菊池郡	花房村	二八〇	否
託麻郡	元三村	二四五	否
飽田郡	藤富村	三五五	否
山鹿郡	稲田村	四五九	許
宇土郡	緑川村	五八一	許
飽田郡	轟川村	四〇九	許
宇土郡	竜田村	五三九	許
山鹿郡	花園村	六二一	許
宇土郡	内園村	四二〇	許
飽田郡	河内村	八四四	許
宇土郡	小島村	一一〇〇	許
飽田郡	川尻村	四一五	許
詫摩郡	広畑村	四七二	許
合志郡	瀬田村	四七二	許
合志郡	助役追加条例右	九八二	許
合志郡	全志村	七八二	許
合志郡	全志村	七八二	許

四〇〇戸内外で許否の区別をしているものと認められるので、右の町村はいずれも四〇〇戸未満であり、出願しても到底むずかしいと判断した結果である。

臨時取調所の閉鎖 八月一七日に県はまた郡市長会議を開催しているが、八月三十一日に至って郡長宛（玉名、阿蘇、八代、葦北三郡長を除く）乙第一九九号で次の指令を發した。

町村制実施の儀既ニ緒ニ就キ候ニ付テハ、来ル九月十日限り庁中臨時取調所ヲ閉チラレ候旨ニ付、御所轄内町村ニシテ新旧事務受渡等未済ニ属スル分ハ、別段ノ事実アルモノヲ除ク外必ス其以前完結候様嚴重御取計有之度此段御照会ニ及ヒ候也

この頃まだ天草郡では町村制の未施行が全体の三分の一程もあつたと九州日日に記されているが、九月一日の調査では次のようになってい

郡名	新役場数	町長認可済	全上認可未済	助役認可済	全上認可未済	新役場開設済	全上未済
飽田	三四	三三	一	三二	二	三二	一
詫摩	一四	一四	〇	一三	一	一三	一
宇土	一五	一五	〇	一五	〇	一五	〇
玉名	四三	四三	〇	四三	〇	四三	〇
山鹿	一八	一八	〇	一八	〇	一八	〇
山本	九	九	〇	九	〇	九	〇
菊池	一二	一二	〇	一〇	二	一二	〇
合志	一三	一三	〇	一三	〇	一三	〇
阿蘇	二六	二六	〇	二六	〇	二六	〇
上益城	三〇	三〇	〇	二〇	〇	二九	一

計	天草	球磨	葦北	八代	下益城
三四七	五九	二三	一一	二二	一八
三四四	五七	二三	一一	二三	一八
三	二	〇	〇	〇	〇
三四四	五四	二三	一一	二三	一八
一三	七	一	〇	〇	〇
三二九	四九	一九	一一	二二	一八
一八	一	四	〇	〇	〇

事務引継未済町村

郡名	町村名	町村長	郡名	町村名	町村長
飽田郡	黒髪村	未 濟	全	志柿村	岡部清則
詫摩郡	広畑村	坂田八朔	全	鬼池村	未 濟
上益城郡	福田町	上田貞雄	全	久玉村	富沢勘次
球磨郡	人吉町	菱刈定四郎	全	牛深村	江良金一郎
全	中原村	豊永徳三郎	全	栖本村	猪原喜三郎
全	免田村	中村茂三	全	宮地村	未 濟
天草郡	須恵村	北川重蔵	全	高戸・樋島組合	藤田正信
全	今富村	須崎直路	全	城河原村	霍田美吉
全	手野村	長嶋幾四郎	五郡	一八ヶ村	未済三ヶ所
全	河馬田村	宮崎良一			

臨時取調所の閉鎖は一五日に延期されて、一二日に乙第二〇二号で郡市長に通牒された。

市町村制実施ノ事業既ニ緒ニ就キ議會及行政ノ基礎相立候義ニ付、本月十五日限り臨時取調所之儀廃止相成、以後右ニ関スル事務ハ処務細則ニヨリ、各主務課ニ於テ取扱候条此段及通牒候也

そして一五日臨時取調委員長は最後の仕事として各郡長宛次の照会を發した。

町村制実施後日尚淺ク、素ヨリ本制ノ利害ヲ実地ニ撮シ得ヘキ場合ニハ至リ間敷候得共、漸ク自治ノ端緒ヲ開キ所柄相応ニ百事整理進歩ノ徵兆ヲ現シ候向モ可有之、又或ハ之レニ反シ党派競争ノ為メ町村一団ノ和親ヲ害シ、或ハ輕躁者志ヲ得テ町村必然ノ秩序ヲ紊候様ノモノナシトモ保シ難ク、此際懸念ノ至ニ存候、就テハ実施已來日常ノ御注意ヨリ発見セラレ候全体ノ利害得喪、概略承知致度存候間町村費ノ増減ヲ其（全体ノ利害得喪）参考トシ併セテ御報道ニ預リ度、尤差急候義ニ付來ルニ五日迄ニ当庁ニ相達候様致度知事ノ命ニヨリ及御照会候也

添付参考表

何郡 (二十二年未定ノ分ハ見込額ヲ掲ケ其趣ヲ記ス。又確定ノ上ハ追テ報告相成度候)	町村名	項 目	二十一年度予算	二十二年未定ノ分ハ見込額ヲ掲ケ其趣ヲ記ス。又確定ノ上ハ追テ報告相成度候	増 減

備考 本町(村)ハ議員選挙ノ際何々派ト何々トノ競争ヨリ(何党、何名何々何名)ノ結果トナリ、町村長ハ何々助役以下ハ悉ク何々派ト分ルルモ村治上ノ運轉ハ円滑ニシテ何々何々々々、或ハ渋滞シ何々ノ紛議ヲ生シ何々ニ及ホス等其他概況ヲ記ス

二三年以後の町村制 二二年末から二三年はじめにかけては村役場位置の変更がしきりに申請されている。また各町村制定の条例がルーズになつたことについて、二三年一月一五日県は訓令第五号で郡市役所を戒め、二月一二日には訓練第二一号で市町村税を制規以上に徴収しないよ

う充分監督せよと命じ、同一三日には職務上手数料の徴収は法律、命令の規定により取扱うものについては相ならぬので注意するよう命じ、三月一八日には第一部庶第四〇四号で市町村条例で手数料を議定出来るものとして次の類をあげている。

- 一 印鑑証明
- 一 戸籍謄写
- 一 身元及住居ノ証明
- 一 身上ニ関スル証明及保証
- 一 後見人証明
- 一 戸籍証明
- 一 番地更正証明
- 一 裁判及警察事件ニ関シ、一個人限り証明ヲ乞フ者
- 一 訴訟ニ付身元保証ヲ乞フ者

二三年六月二七日付訓第四一八号で内務大臣・大蔵大臣連名をもつて「地租制限超過課税及特別税新設等ノ許可ヲ乞フ」場合は其年度以前かその年度内に於て實際収支の見込のある場合にせよと県に通達してきたので、県は七月七日郡市長宛訓令を發し、八月一二日には内務書記官よりの市町村税に関する省議の結果を郡市長に通牒し、九月一二日には市町村吏員退隠料に関する内務省通牒を郡市長に達した。

九月二〇日付け内務省総務局長は県甲第六五号で、『町村長・助役を有給吏員とする条例を制定した町村で、爾來一年余した経過せぬのものにもう条例を廃止して名誉職にしたいと願ひ出る所があるが、元來名誉職が本義であるのに己むを得ず有給吏員としたものであり、軽々に変更することは種々の支障があるので監督上特に注意されたい』旨を知事宛通牒した。県は一〇月一日付第一六六号でこれを郡長宛に訓令した。

一〇月三日には組合町村の通常事務分掌の常設委員は町村別にせず組合委員として設置せよと内務書記官より岐丁六七三号で通牒があり(県通牒一〇月二一日)また十一月一日に県は郡市役所・町村役場に対し訓

令第一七八号で「町村長ヨリ郡長ニ、又ハ郡長及郡参事会並市町村長ヨリ知事ニ報告スヘキ事項左ノ通定ム」として五か条をあげている。

二四年一月九日に内務省県治局長は前年の訓令第四一八号を重ねて注意するよう知事宛県発第五号で通牒し（県通牒一月一七日）、また二月二日に県は内務書記官よりの「市町村会議員選挙と水利組合条例」に関する通牒を郡市長に達している。

市制・町村制の修正 明治二二年以降四四年の大改正までの部分改正、追加規定をまとめてみると大略次の通りである。

○市制中東京市、京都市、大阪市ニ特例ヲ設クルノ件

（明治二二年三月二三日 法律第一二〇号）

○市町村制及土地収用法ニ関スル訴訟取扱ノ件

（明治二二年二月一三日 法律第一〇号）

○市町村会議員選挙罰則

（明治二二年五月三〇日 法律第三九号）

全文二一条から成る選挙違反に関する罰則であり、第一条は資格詐称・無資格当選秘匿の罪、第二条から第五条までは買収、饗応の罪、第六条―第一条は暴行・脅迫・騒擾・多数囂聚・氣勢を張るなどの罪、第四条は偽報を流した罪、第五条は凶器携帯の罪などがあげられているが、本法による犯罪は六か月を時効としている。

○市町村名及市役所町村役場ノ位置変更ニ関スル件

（明治二二年八月三〇日 法律第七七号）

名称変更の場合は市町村会・郡参事会の意見を聞き府県参事会が議決し、内務大臣の許可を受け、役場位置変更の市町村会議決は知事の認可を受けねばならないという二か条である。

○市制、町村制中改正法律

（明治二八年三月二日 法律第六号）

第八議会に提案された修正案であるが、第九条の公民権を失う条件を明確にする部分と、第四一条（町村制では四三条）の議会の定足数「三分の二以上」は過酷であるとして「過半数」に改める部分が可決されて公布された。

これ以後市町村会も旧制の県会同様過半数の出席で開会できることとなった。

○市制中東京市、京都市、大阪市ニ於ケル特例廃止

（明治三一年六月二八日 法律第一九号）

二二年の特例が第一二議会できちんと廃止された。

○市制中追加法律（全 右 法律第二〇号）

右の特例廃止に伴って三大都市に区制を設けることとして、関連条項を追加したものである。

○東京市、京都市、大阪市ノ区ニ関する件

（明治三二年九月一五日 勅令第二一〇号）

三大都市の区に関する全文一〇条から成る規則で、附則の規定により一月一日から施行された。

○市制中改正法律（明治三三年三月一二日 法律第四六号）

三大都市以外でも人口二〇万以上の都市には区制がとれるよう第六〇条、第一〇〇条を改正したもので、第一四議会に提案可決された。

○市制、町村制中改正法律（全 右 法律第四七号）

市町村の行政に関し、些細な条例の一条項の改正まで主務大臣の許可を要するということは繁雑すぎるので輕易なものはその権限を知事に委任することに改正された。第一四議会に提出可決された。

○市制、町村中改正法律（全 右 法律第四八号）

地租附加税限度「七分の一」を「五分の一」に改正した。これは七分の一以内で経理し得る市町村がないため、制限外として一々内務・大蔵両大臣の許可を得ねばならないので五分の一まで緩和したものである。第一四議会に提出可決された。

○東京市、京都市、大阪市ヲ除ク外人口二十万以上ノ市ノ区ニ関スル件

（明治三三年三月三一日 勅令第九八号）

三大都市以外の有給区長を置く地域に施行される勅令で本文一一条より成り、四月一日より施行された。

○市町村行政ニ関シ主務大臣許可ノ権限ヲ府県知事ニ委任ノ件

（明治三三年三月三一日 勅令第一二三号）

一 市長代理順序・町村助役定員増加・町村長町村助役有給、公告式及学務

委員三開スル条例ヲ設ケ又ハ改正スル事

二 地租二分ノ一以下ノ附加税ヲ賦課スル事

法律第四七号に基づいて発せられた勅令である。

○明治三十三年勅令第二百二十三号中改正

(明治三十九年七月二〇日 勅令第一九〇号)

学務委員の下に条例の知事許可の項を増加し、第三号も追加された。

○明治三十三年勅令第二百二十三号中改正

(明治四〇年一〇月二日 勅令第三二二号)

さらに第三号の次に第四、第五号が追加された。

町村大合併後の合併分合 もちろん二二年の大合併は民意と言うよりは官意による半強制合併であったから、これに対する町村住民の不満も多かったはずである。それは、自治新誌に見える裁判問題にまで発展した大紛争だけでも、全国で二四件を数えていることで明らかである。しかし、これらの紛争も結局は個々の町村における不平・不満の表明であって、全国的なまとまりをつくり上げる程の統一意識には高まらなかった。二三年以後は急速に下火になってしまい、緩慢ながら、合併の方向へ進んでいくのである。

本県における明治三二年の新府県制・新郡制施行以前の合併分合は次の通りである。

明治三二年一〇月二〇日、日吉神社を中心として成立していた十禅寺村他四村合併の日吉村と、元三村が組合村となった。これは元三村が戸数二四五戸の小村で経済的に自立できないと考えられたためである。なおこの組合村は三二年に合併して日吉村となった。

明治二六年一二月一日には八代郡東部八ヶ村組合の中から下岳村が脱退独立し、翌二七年一月二日付で阿蘇郡草ヶ矢村は草部村と改称した。二八年には球磨郡で組合村の合併が促進され、久米・槻木組合村が久米村となり、岩野・江代・湯山組合村が水上村となり、一二月七日には上村・皆越組合村が上村となった。上村と皆越村の合併については五月二

五日中山郡長より合併に関する諮問が発せられ、両村会は五月三十一日これを可決答申し、一〇月二三日には新村名を上村と議決して答申ししている。しかし翌二九年四月には五木・四浦の組合村は分立して独立村となっている。三二年四月頃には免田村と上村との合併気運が出てきており、一時は好調に進んでいたが、免田村が小学校校舎新築をはじめたためにこじれて、翌三二年三月遂に合併案は消滅してしまった。

天草における町村合併はその後も地形の関係からほとんど進展せず、僅かに二九年一月に今富と崎津が合併して富津村となっただけで、あとは三一年一月に牛深村が町に、同じ一二月に町山口村が本渡町に昇格するという変化があったにすぎない。

熊本市に近い飽託郡では三一年八月に硯川・寺迫・五町の三村が合併して西里村と改称した。この期の本県における合併は結果的に一〇年たつて二か村の減少ということになるのであるが、全国的に見てもこの期間の減少数は三〇六か町村にすぎず、二二年の減少数五七〇八の僅か〇・五％強にしか当たっていない。これはおそらく二二年の大合併以後町村内部の調整に力がそがれて、他をかえり見る暇などなかった時期なのであろう。

明治三二年には宇土郡において合併が勧められ、長崎村・不知火村・高良村が合併して不知火村となり(三月)、三角浦村・波多村・大田尾村・本村は三角村となり(三月)、郡浦戸・戸馳村・中村が合併されて郡浦村となっている(四月)。

第三節 府県制・郡制の公布と施行

明治後期は地方制度の確立期と考えることができるが、その中明治二〇年代は地方自治体の組織化と地方官制の整備に力がそがれ、二二年の市制・町村制施行にはじまり、翌三二年の府県制・郡制の制定公布となって、府県・郡とも行政区画から自治体と認められることになった。

しかし町村に比してその制度化に多大の問題をはらんでいた府県・郡の自治体化は立法手続中から多くの批判を受け、公布後もその実施は遅々として進まなかった。

一方地方官制も明治二三年と二六年の二回にわたって全面改正が行われ、客観的な基準性のうえに立つ機構支配が行われるようになった。

一、府県制・郡制の制定

制定の経過 明治二二年（一八八九）四月一日「市制・町村制」が実施されたが、その理由書の中にも

現行ノ制ハ府県ノ下郡区町村アリ、区町村ハ稍自治ノ体ヲ存スト雖モ、未タ完全ナル自治ノ制アルヲ見ス、郡ノ如キハ全ク行政ノ区画タルニ過キス、府県ハ素ト行政ノ区画ニシテ幾分カ自治ノ制ヲ兼ネ有セルカ如シト雖モ、是亦全ク自治ノ制アリト謂フ可カラス。今前述ノ理由ニ依リ此区画ヲ以テ悉ク完全ナル自治体ト為スヲ必要ナリトス、即、府県、郡、市・町村ヲ以テ三階級ノ自治体ト為サントス。此階級ヲ設クルハ分権ノ制ヲ施スニ於テモ亦緊要ナリトス。蓋自治区ニハ其自治体共同ノ事務ヲ任ス可キノミナラス、一般ノ行政ニ属スル事ト雖モ、全国ノ統治ニ必要ニシテ官府自ら処理スヘキモノヲ除クノ外、之ヲ地方ニ分任スルヲ得策ナリトス。

と述べて府県の外に郡をも自治体化することを予告し、またその後にはその制度の内容についても次のように触れている。

本制（市制・町村制）ヲ施行スルニ付テハ、漸ク以テ郡府県ノ制度ノ改正ニ及ハサルヲ得セルモノアリ、今其概略ヲ挙クレハ、郡ニ郡長ヲ置キ府県ニ府県知事ヲ置キ、其選任組織等固ヨリ旧ノ如クシテ之ヲ改メスト雖モ、府県会ノ外新ニ郡会ヲ開キ府県・郡ニ各参事会ヲ設ケサルヲ得ス。然レトモ是等ノ事ハ府県郡制ノ制定アルヲ待テ始メテ定マル可キ事ニシテ、今只之ヲ以テ本制ノ参考ニ供スルノミ

このように予告された府県制・郡制は「地方制度編纂綱領」の方針に

もつぎ、これまた既にモツセによつて起草されていた。従つて府県制はプロシアの州制、郡制はプロシアのクライスとほとんど変わらなかつたが、山県首相は国会開設の前提としてこの制定を急ぎ、内相を兼任したまま両制を閣議にかけて決議し、二三年二月に元老院の審議を終わり、同年五月一七日に法律三五号・三六号として公布した。なおこの日山県首相は兼任内相を辞して西郷従道を専任内相に任じている。

府県制とその特色

「府県制」は六章九八条から成り、第一章総則、第二章府県会、第三章府県参事会、吏員及委員、第四章府県ノ会計、第五章監督、第六章附則によつて構成されている。府県の理事者は官選の知事であり、議決機関として府県会があり、副議決機関として府県参事会が設けられた。

府県会についてこれまでどの大きな違いは議員の選出法が間接選挙になつたことである。すなわち郡においては郡参事会および郡会が会同し郡長を会長として、市においては市参事会および市会が会同し市長を会長として選挙を行なうことになっている。被選者は、府県内市町村公民中選挙権を有し、その府県において一年以来直接国税一〇円以上を納める者と定められた。議員は名誉職とし、任期四年および二年ごとの半数改選は旧来通りである。また議長・副議長の任期はそれまで二年であつたが四年に改められ、議員の定足数は過半数であつたものを三分の一以上と改正している。

なお府県会の権限については旧法では「地方税ヲ以テ支弁スヘキ経費ノ予算及ヒ其徴収方法ヲ議定」する他、前年度決算の報告書を受け知事・令の説明を求めること、議長の名で内務卿や知事・令に建議すること、知事・令の諮問に答えること、議事細則を議定することなどができると定められていたが、府県制では議決すべき事件として、

- 一 府県ノ歳入出予算ヲ定ムル事
- 一 決算報告ヲ認定スル事
- 一 府県税ノ賦課徴収方法ヲ定ムル事

- 一 府県有不動産ノ売買交換譲渡譲受並ニ質入書入ノ事
 - 一 歳人出予算ヲ以テ定ムルモノヲ除ク外、新ニ義務ノ負担ヲ為シ及權利ノ棄却ヲ為ス事
 - 一 府県有財産ノ管理及營造物ノ維持方法ヲ定ムル事、其他法律命令ニ依リ府県会ノ権限ニ属スル事項ヲ議決ス
- をあげ、建議・諮問答申・議事規則制定権は旧來通り認めている。
- 府県参事会の制は知事と高等官二名（書記官と参事官）および府県会議員中から互選された名誉参事会員とから成っている。府会で互選される八名は市郡・郡部別に各四名、県会で互選されるのは四名に定まっていた。従つて府参事会は一名、県参事会は七名で構成されており、知事がその議長となる定めであつた。

府県参事会外の職務権限としては次の七項が示されている。

- 一 府県会ノ権限ニ属スル事件ニシテ其委任ヲ受ケタルモノヲ議決スル事
 - 二 府県会ノ権限ニ属スル事件ニシテ臨時急施ヲ要シ、府県知事ニ於テ府県会ヲ召集スルノ暇ナシト認ムルトキハ、府県会ニ代テ議決ヲ為ス事
 - 三 府県会ノ定メタル方法ノ範圍内ニ於テ府県有財産ノ管理又ハ營造物ノ維持ニ關シ必要ナル事件ニ付、議決ヲ為ス事
 - 四 府県ノ費用ヲ以テ支弁スル工事ノ次第、順序其他必要ナル事件ニ付議決ヲ為ス事
 - 五 府県知事及其他官庁ノ諮問ニ対シ意見ヲ述フル事
 - 六 府県知事ヨリ發スル府県會議案ニ付府県知事ニ意見ヲ述ヘ及會議ニ報告スル事
 - 七 臨時必要アルトキハ府県ノ出納ヲ検査スル事
- 其他法律命令ニ依リ府県参事会ノ権限ニ属スル事務ヲ処理ス
- 府県はこの法律によつて自治体と規定されたが、まだ法人格を明示されるころまでは至らなかつた。しかも府県の担当する国政事務と義務的固有事務に要する費用については、府県知事の原案執行権と内務大臣の指揮権が認められており、府県会の権限は弱く、府県会に対する官僚

的支配の波及する余地が多分に残されていた。

郡制とその特色 郡制は六章九一条から成り、各章の構成は府県制とほとんど同じで、第一章総則、第二章郡会、第三章郡参事会・吏員及委員、第四章郡ノ會計、第五章監督、第六章附則となつている。

郡制の最大の特色は郡会の構成であつた。郡会を構成する議員には郡内町村より選出された議員と、大地主によつて互選された議員との二種類があつた。

まず町村選出の議員は毎町村より一名宛として町村会がこれを選挙し、もし数町村合せて一名もしくはそれ以上の配当のある場合はそれらの町村会が合同して選挙することになつていた。また町村組合はこれを一町村と同一視する規定である。

郡会議員の定数は二〇名を限度とし、一〇名に満たぬ場合は郡会の議決により知事の認可を経れば一〇名とすることができる。また町村選出の被選権は郡内町村公民で町村会の選挙に参与出来る者（二五才以上の一戸を構える男子で、地租もしくは直接国税二円以上を納める者）すべてに与えられている。

一方大地主議員は右の定員の枠外で、定数の三分の一の人数を互選することができた。大地主の資格は、郡内の町村税の賦課を受ける所有地の評価の総計が一万円以上であることで、勿論公権を有する男子でなければならぬ。しかしその選挙に当たつては委任状を發して代人を立てることが認められていた。

議員の任期についても町村選出の議員の任期は六年で、三年ごとの半数改選となつているが、大地主議員の任期は三年で、三年ごとに全員改選するという差異を設けてあつた。しかしともに名誉職であることにはかわりはなかつた。郡会の権限も、府県会の権限の内府県税に関する項を除いて府県を郡と読み替えれば全くそのまま、建議・諮問答申・議事規則制定権も認められている。

郡会の議長は郡長であるが、郡会は議長代理者一名を互選しておくも

のと定められ、議会の定足数は過半数であった。

郡にも参事会があつて郡長が議長となり、名誉職参事会員四名の三名は郡会議員の互選によつて選出し、残り一名は府県知事が郡会議員または町村公民の中から選任することになっている。その職務権限は府県参事会の項の府県知事を郡長に、府県会を郡会と読みかえれば全く同じである。

郡の行政は一次的には府県知事の監督を受け、二次的には内務大臣の監督下にあつた。郡長は官選であつて郡の行政に関する最高責任者であるとともに、郡会の議長・郡参事会の議長を兼ね、郡会または郡参事会の議決が不当であると認める時はその執行を停止して再議せしめ、なお改めない時は府県知事の裁決を乞ふことができた。

郡も自治体として認められたが、住民に対して課税する権能はなく、郡の経費の不足分を郡内町村に賦金として割当てることによつて補うことになっており、必要に応じては郡債を起すこともできるが、その時は内務・大蔵両大臣の認可を受けなければならなかつた。郡はむしろ町村に対する第一次的な監督機関であり、町村の廢置分合については郡参事会は意見を聞かれるに止まるが、(議決は府県参事会)町村境界変更または紛争については郡参事会の議決により、町村会議員選挙に関する訴願も郡参事会が裁定するなど下部行政機関としての色彩が強かつた。

二、府県制・郡制施行の遅延

府県制に対する追加法律 明治二三年中には新設された府県制に対する追加或いは補充法律が幾つか制定された。郡制には次の三二年の改正まで変化はなかつたが、府県制に関する分では次の通りである。

- 1 府県会議員選挙罰則適用方(明治三年五月三〇日・法律第四一号)
 - 2 明治三年法律第三号二関スル件(同年八月二八日・法律第七四号)
- 一三年一月の地方非常災害に関する借入金規定を府県制施行の地方に限り

廢止するものである。

- 3 府県制・郡制施行ニ際シ衆議院議員並府県会議員選挙区域、地方税収支予算・地方税財産・備荒儲蓄金処分方郡費支弁方法及府県ノ急施事業ニ関スル件(同年九月二〇日・法律第八五号)

府県制・郡制施行に伴なう変動についての移行措置を示している。

- 4 府県税徴収法(同年一〇月一日・法律第八八号)

全一五条より成り、二四年度以降の徴税規則である。

- 5 府県会議員定数規則(明治二四年六月一〇日・勅令五九号)

人口七〇万までは三〇名を定員とし、七〇万以上一〇〇万までは五万ごとに一人を増し、一〇〇万以上は七万ごとに一人を増すと定め、人口に応じて郡市に配当し、割当の異動は改選期に実施するよう定めている。

府県制・郡制の変遷 府県制・郡制は制定の経過において既にはげしい批判を受けた。明治二〇年二月に地方制度編纂委員が任命されたが、同三月の地方官会議の開会中在京府県知事が提出した地方制度編纂綱領に対する意見書では歐洲制度の模倣を戒め、特に郡制については政費の増加と旧慣違反という点で反対している。しかし政府はこれを無視して法案をつくり、元老院の審議にかけたが、同二〇年一月の同院の審議でも「府県や郡は行政区画であつて自治体ではないから両制とも無用であり、府県や郡に自治を与ふればやがて国政にも自治を要求するようになり遂には国体を破るに至るであらう」という郡制無用論まで出されるような状態であつた。

これに対して山県兼摂内相は、大地主特権と複選制とがあることで、郡の自治は数町村にまたがる大地主を支柱とした緩衝制度になつてゐることを説明し、また郡長官選や郡参事会による官僚の監督も嚴重であると主張してその心配は杞憂であると説いている。こうしてみると山県の考えは地方自治の拡張よりはむしろ農村の階級の変動が中央まで波及しないように中間的な緩衝地帯を設けたものと考えられ、地主一般利害を代表するものとしての大地主の特権制度を採用することによつて、郡制

を地主による農村支配Ⅱ農村自治の中心におこうとしたものである。内閣顧問のグナイストも大地主特権制は郡制施行のために欠くべからざる要件だと満幅の賛意を表している。そこで山県内相は、憲法を先にし憲法にもとづいて地方制度をつくるべきだとする伊藤博文等の意見を無視して、地方制度を先に決定公布してしまった。彼の考えは、一つには立憲政治の円滑な運営は地方自治による国民の啓蒙訓練にあるとしたことであり、今一つには地方制度のような重要な法律を審議させるのは生れて間もない帝国議会には荷が重すぎて、適切な成果を得られないのではないかという危惧の念があったと考えられる。

しかし、このようにして公布された府県制・郡制はその当時の地方の現状のままでは施行出来なかつた。まず町村の合併が必要であり、ついで郡の合併が行われねばならなかつた。町村の合併はジャーナリストには割に好感をもつて迎えられたが、郡の合併が出来ない限り府県制・郡制は完全に施行され得ない状況であり、郡の合併が行われれば両制の施行は目前に迫ることとて、反対運動も激しかった。

明治二三年度の第一回帝国会議において「府県制・郡制施行期限法律案」が提案された。その理由は、これらの法律に定められた複選制や大地主議員制などは実情に合わぬところがあり、根本的改正を要するが、しばらく地方自治の進行状況を観察した上で改正するのが適当であるから、それまでの間施行を延期する必要があるというもので、事実上の無期延期案であつた。本案は衆議院では三月七日（二四年）に可決されたが、貴族院で審議未了となつた。

明治二五年五月二七日の衆議院には郡制の三本の柱全部を改める、即ち郡長公選、複選制および大地主特権の廃止、選挙権拡張を主張する郡制改正法律案が提出されたが否決された。なおこの議会に対しては長崎県其他から郡長公選に関する請願書が貴族院に提出され採択になつて内閣に送付されている。

またこの議会において第二七条の市部会・郡部会の区分を旧慣のある

神奈川・兵庫・愛知・広島四県にも認めるという改正（六月二七日、法律第七号）が行なわれ、九月一二日勅令第七六号でその定数改正規則が追加された。

明治二八年五月一日法律第三二号では府県税徴収法改正が行われたが、これは国税徴収法の改正に伴うもので特別の意味はない。翌二九年三月三十一日法律第六二号による「地方税経済ニ於テ臨時土木費ノ為ニ起債及地租制限外賦課ノ権」全六条は府県制未施行地における起債、制限外賦課の不均衡を是正するためのものである。この年の第九回帝国議会ではまたまた複選制と大地主特権制の廃止案が衆議院に提出されて可決され、貴族院に送付されたが、これまた不成立に終わった。しかしこの年に熊本県は遂に府県制・郡制の施行に踏み切ることになるのである。

二、府県制・郡制の施行

郡制施行取調 熊本県が県制・郡制を施行したのは明治二九年のことであるが、施行準備のための取調は両制公布の年にはじまっている。明治二三年六月に県は大地主の調査を各郡長に命じているが、その集計は県公文の中に残っており地価一万円を標準として書き出させている。その後松平正直が知事に就任していた二五年には、詳細な調査を郡長に命じて報告をさせている。

まず一月六日に「大地主姓名並地価額取調方」を各郡長に照会しておき、七月の臨時郡長会議で取調方法を内示し同時に「郡会議員当選予定表」および公民調の提出を照会した。内容は次の通りである。

- 1 郡会議員配当数とその党派分け
- 2 県会議員有権者数とその党派分け
- 3 町村会議員数とその党派分け
- 4 郡制第一二条による有権者（代人投票可能者）の数と党派分け

5 棄権者数とその党派分け

九月一日には郡会議員配当のために、町村人口増減と組合村変更の有無を照会し、六日・七日の両日には各郡の「大地主互選者」の総数とその党派別を照会している。これらの調査がすべて命令でなくて照会になっているのは、この年二月の衆議院総選挙における品川弥二郎の大干渉が議会で問題化し、品川内相が責を負うて免官された直後であったため刺戟を避ける配慮であったのである。県は右の調査をいづれも極秘扱いにしており、ために調査者側から目的その他についての疑問を問合せられても明確な回答が出来なくて困っている。この調査で党派区分が特に重視されていることから見て、県は郡制施行に伴う郡会における与・野党対立状態を予測する目的で実施したものと考えられる。

しかし郡制実施の具申はまだ行われなかった。その理由は明らかでないが、二六日頃から宣行のあやしくなった日清関係が二七・八年の戦争にまで発展したために、その落着まで延期されたものかもしれないし、或いは府県制に対する不安感が、戦争を好機として延期されてきたのかもしれない。

郡の合併 明治二八年七月一日、県はそれまで八つであった郡役所を一二に増していよいよ郡制施行体制に踏み切った。ただしまだ郡の合併に至った訳ではなく、飽田・詫摩の二郡、山鹿・山本の二郡、菊池・合志の二郡を各一郡役所管轄とし、他は一郡に一郡役所を設置している。右の三グループの郡は翌二九年三月三〇日に各々合併され、飽田・詫摩は飽託郡、山鹿・山本は鹿本郡と折衷名がつけられ、菊池・合志のみは菊池郡と改称された。これは菊池郡が古来著名であり、菊池氏の名とともに後世に残すべきであるとの理由で知事が決定したものである。郡役所は飽託は春日町に、鹿本郡は山鹿町に、菊池郡は隈府町に設けられ、四月一日新役所が開庁した。

郡制の施行 二八年七月の一二郡役所設置の後、松平知事は内務大臣

に宛てて郡制施行に関する内申書を提出した。

郡分合及郡制施行ニ付内申

本県下郡分合及郡制施行ニ付テハ追々内申致置候次第モ有之候処、爾来町村行政事務上一層督励ヲ加ヘ視察ヲ厳密ニセシ為メ、整理上稍ヤ緒ニ就キタルモノノ如シ。加フルニ本年四月勅令第五十五号ヲ以、郡長廢置ノ件公布セラレ、本年七月一日ヨリ各郡役所ノ事務ヲ分割実施シ、各庁共已ニ指定ノ地ニ移転シ開庁ノ上執務ノ順序結了致候。就テハ予テ内申致置候通、飽田郡・詫摩郡及山鹿郡・山本郡並ニ菊池郡・合志郡ヲ各合併シ三郡トナスモ、其実郡長以下各吏員ヲ変更スルニ止マリ、執務上及経費等ニ於テモ異動ヲ生スルノ煩之レナク、郡制ヲ実施スルモ郡会及参事会ヲ組織スル等ノ手續ノミニ止マリ、施行上ニ於テ毫モ支給ヲ来スルノ患ヒ無之候條、来ル明治二十九年四月一日ヲ期シ実施相成候様致度、就テハ御省ニ於テ夫々御準備ニモ関シ候儀ニ付、此段予メ内申候也
明治二十八年七月二十七日

熊本県知事

内務大臣

右によつて、二九年四月一日を郡制施行の日に予定されたことがわかるが、予定通りには施行されなかった。四月三日、在京中の知事より安楽書記官宛の電報には「郡県制施行ノ義ハ法律ニ拘ハラズ予定ノ通」とある。これはおそらく三月一七日の衆議院における郡制改正案の通過という事態発生によるものである。この改正案は大地主制と複選制の廃止を提唱しており、貴族院を通過すれば法律として成立することを危惧したのではなからうか。

二九年四月一三日松平知事は内務大臣宛の上申を行い、郡制・県制実施の期日を具申した。

郡制及県制実施ノ義ニ付上申

本県ニ於ケル郡制並県制実施ノ緩急ニ就キ熟考スルニ、本県ハ去ル明治廿二年四月ヨリ市制・町村制ヲ実施シ、爾来殆ト八ヶ年ヲ經歷シ、市・町・村行政ノ整理略ホ緒ニ就キ、地方自治ノ最下級タル市町村ノ基礎稍完備シタル義ト認めラレ候ニ付、猶郡制並県制ヲモ速ニ実施シ地方自治及分権ノ実ヲ全クセシメ度、尤県下一般ノ民心ニ於テモ大ニ其実施ヲ切望シ、既ニ本年二月臨時県會ニ於テ県會議員改選ノ時機ヲ九月若クハ十月ニ延期スルノ議按ヲ、全會一致ヲ以テ議決セシカ如キハ、本年中ニ郡制・県制ノ実施ヲ予期セシ原按ノ主旨ヲ贊同シタルモノニシテ、以テ民心ノ帰向スル一斑ヲ想見スルニ足ルヘキ義ト存候。就テハ郡制実施期日ヲ本年六月一日ト定メ、而シテ之ヲ実施シタル後更ニ県制ヲ本年九月一日ヨリ実施セシメラレ候様致度、別紙施行順序相添、郡制第八十九条・府県制第九十四条ニ依リ兩件取束此如具申候也

明治二十九年四月十三日

熊本県知事

内務大臣 宛

内務省は右の上申に対し五月一日訓第二二六一号で郡制施行を訓令した。

本年六月一日ヨリ其県管下ニ郡制ヲ施行ス。此旨管内へ告示セラルヘシ
右訓令ス

明治廿九年五月一日

内務大臣 伯爵 板垣退助

熊本県知事 松平正直殿

県は五月七日告示九九号で郡制施行並びに三か月後の県制実施の旨を管内に達し、同一四日には施行順序を郡長に示達し、郡書記を召集して取扱方法を教育し、或いは他県に実施状況を照会し、また属官を視察に出張させたりして実施にそなえた。

郡会の成立 郡會議員の町村選出分の選挙は六月一五日に行われた。

郡會議員の定数は芦北（一二名）、宇土（二五名）、下益城（一八名）を除いて他は二〇名宛であったが、どの郡も町村数が二〇以上であるため、組合せて一名選出する地区は選挙戦が激しかった。そのため期日に選挙の成立しない村もあって再選挙まで行われた。

また大地主議員は地価一万円以上の地主が有権者とされたから、有権者の告示が行われると異議の申立が相ついだ。国権党も自由党も自派の大地主を一人でも多くつくりうとして俄大地主作成工作を行ったためである。県ははじめ七月六日を選挙会と定めたが、異議申立に関する行政裁判の判決で到底期日通り実施出来ないとして、七月一三日に延期した。ところが六月一三日に再告示した大地主名簿にもまたまた異議申立が相つぎ、選挙会は遂に七月二五日に延期しなければならなくなった。この時の大地主数は四九九名にも達しており、二五年の調査数一四四名に対して三五〇名以上の増加である。これに対して選挙される大地主議員の各部会における定員数は宇土五名、下益城五名、芦北三名、球磨三名でその他の郡では六名宛であったから、その競争が激しくなるのは当然である。その一例として玉名郡長からの安楽書記官への具申書をあげてみよう。

大地主選挙期日延期ノ儀ニ付具申

本郡大地主名簿ニ対シ異議ノ申立ヲナシタル者ハ四拾九名ニシテ、尤モ名簿ニ登録人員拾八名ヲ加フレバ惣數六拾七名ニ相成候。右異議ノ申立ヲナス原因ハ、国権党内広瀬寿喜太列（玉名銀行ノ一派）ヨリ原口真十郎ヲ議員ノ候補者トセントセシモ、他ノ一派ハ同人ヲ排斥シテ純然タル国権黨員ヲ以テセントスルニ在リ。夫レカ爲重立タル者ハ再応交渉協議セシモ、議遂ニ協ハス。是ヨリ先キ木下嘉一 等列ハ、自由党ニ対スル予防ノ爲トテ十數名ノ大地主ヲ製造セシヲ、広瀬列ハ早クモ之ヲ探知シ原口排斥ノタメニスルモノト認メ、広瀬列ニ於テモ遽カニ大地主ヲ製造シ、木下列モ亦之レカ爲メ更ニ十數名ヲ増製シタルモノニ有之候。此ノ總數ヲ區別スレハ木下派三十八名、広瀬派二十九名（内七人ハ兩派何レニ屬スルカ聊曖昧ナリ。又自由党ニ於テモ之ヲ聞知シ、原口ヲ助ケンカ爲メカ、交渉ナキニ四名ヲ製造シタリ）トナリ、結局木下列ノ勝算ニ帰シタリ。……

七月七日の九州日日新聞の報ずるところでは、大地主の各郡別人数は

次の通りである。(自由党優勢の郡は表示してない)

郡名	国権党	自由党	郡名	国権党	自由党
飽託	七八	六二	宇土	一六	九
下益城	八	一	上益城	一六	二
玉名	六七	四	天草	二一	一二
					中立七

こうして実施された選挙の結果は飽託・上・下益城・玉名・菊池・阿蘇を国権が独占し、宇土・鹿本・天草では国権優勢、八代・葦北・球磨は全員中立(九州日日では中立と記す)となつてあらわれている。

七月三〇日、県は訓令を發して臨時郡会を八月一日より二日ないし三日間の予定で開催することとした。八月五・六両日の郡長会議はおそらくその対策会議であつたと思われる。この臨時郡会では名誉職参事会員三名・同補充員四名の互選と、知事の任命すべき一名の参事会員候補者の選定を行い、議長代理者(正式議長は郡長)を決定し、八月二五日に知事の任命が済んで郡会の構成は完了した。

県制の施行 郡制施行の準備が行われるのと併行して、県は在京の知事と連絡をとりながら県制実施の準備を進めていった。二九年四月一三日の「郡制及県制実施ノ義ニ付上申」中にも記されているように、二月の臨時県会では県制実施を予測して、県会議員半数改選の期日を九月か一〇月に延期する決議をしているが、これは半数改選の期日が三月に迫つており、ここで改選すれば県制の実施に伴つて再び選挙を行わなければならないためであつた。

四月一三日の上申に対して郡制施行の訓令は五月一日付で發せられたが、県制に関しては七月に入つても指令が到着しないので、県は予定通り九月一日実施の発令をしてほしい旨の要望書を内務省の県治局長宛に提出した。これに対し、七月一七日付の官報で次の通り発令された。

府県制施行

府県制第九十四条ニ依り、本年九月一日ヨリ熊本県ニ、同十月一日ヨリ茨城県ニ、執モ府県制ヲ施行ス。

そこで県は八月一日郡・市長に対して県制施行並びに施行順序を通達し、九月一日には告示第一五七・八号で県会議員定数と選挙の期日を布達した。

本県県議員ノ選挙ハ、本月一九日府県制第三条ニ依リ選挙ヲ行フヘシ。其選挙スヘキ各郡市ノ人員ハ左ノ如シ。

熊本市	二	飽託郡	四	宇土郡	二
玉名郡	四	鹿本郡	三	菊池郡	二
阿蘇郡	二	上益城郡	三	下益城郡	二
八代郡	三	芦北郡	二	球磨郡	二
天草郡	六	計	三七		
		明治二十九年九月一日	熊本県知事	松平	正直

これまでの県会議員の定数は四名であつたので、七名の減員となつている。新県制の実施にともない常置委員会が廃止されるので、八月二八日最後の委員会が開かれ、一〇月一日に新参事会が成立するまでの四五日間知事が参事会の権限を代行した。九月一九日新県会議員選挙のための郡・市会が一斉に開催された。結果は飽託・宇土・阿蘇・玉名・鹿本・下益城・菊池・上益城の八郡は全部国権党、天草は国権優勢、八代・葦北・球磨は自由党となり、一〇月一日の県会で議長大畑純次(国)・副議長大谷高寛(国)が選出され、参事会員も全部国権党員で占められた。

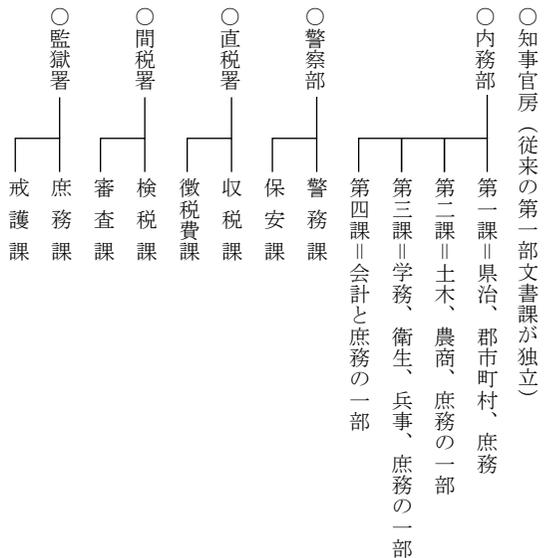
四、地方官官制の整備

地方官官制 「地方官官制」は明治一九年（一八八六）に実施されたが、これはそれまで単純で大まかな組織であった地方の官制を、全国的な規模の下に機構を合理化しようとしたものである。そしてその意図するところは明治二三年（一八九〇）と同二六年（一八九三）の全面改正によって、府県庁の機構の基本型を大略確立させたと言えるようである。

この地方官官制によって、地方官の職責が明確化され、行政事務が分化され、定員基準が設定され、組織に客観性が具わった。また機構内部の職階制がととのえられ、勅任・奏任・判任の等級秩序が確立され、これに伴って官吏は専門職業化し、これまでの人物中心の統治から機構中心の統治へと移行し、その結果は中央集権的官僚支配を強める結果ともなった。

明治二三年の地方官官制の改正 明治二三年一〇月一〇日地方官官制は勅令二二五号で改正公布された。改正の精神は地方官吏の淘汰と地方政務の整理にあるとの中央の考えが伝えられている。まず知事は今後勅任のみとし、書記官は一名に減じ、新たに参事官二名を置いて知事の諮詢に応じ意見を具し、審議立案を掌らせ、従来の第一部・第二部・警察本部・収税部という構成をやめ、新に知事官房を設け、内務部・警察部の二部と、間税署・直税署・監獄署の三署長を設置することにした。

政府はこの改正に伴い、山下県書記官を京都府警察長に転出せしめ、森岡書記官を参事官とし、埼玉県書記官笹田黙介を熊本県書記官とした。そこで県は同二〇日に庁訓令七六号で「二部三署」の設置を命令し、これに伴って「庁中分課章程」（訓七九号）と「処務細則」（訓八九号）の全面改正を実施した。次の通りである。



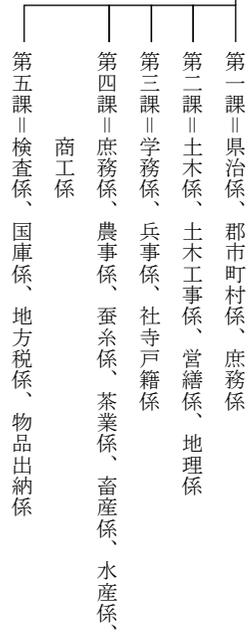
右に伴って、内務部の第一課長には旧庶務兼文書課長の宮田去疾が、第二課長には旧兵事課長の吉田較一、第三課長には旧衛生兼学務課長の千田一十郎、第四課長には旧会計課長の西山嘉時が任命され、属および雇の発令も実施されて、休職・非職・依頼免になる者も多かった。

明治二六年の地方官官制改正 二四年八月に内務部に主任制がとられたが、二六年一〇月三〇日勅令第一六二号でさらに地方官官制の改正が行われた。これを二三年の改正に較べると、機構の上でさらに組織化され、課の下に係制をとって分掌事務を詳細に規定している。まず内務部第二課の土木事務と農商事務を分離して二課に分ち、第三課の衛生事務を警察部に移し、直税署・間税署を合せて収税部とし、一官房三部一署とした。本県でもこれに伴って内務部・収税部に十一月一日付で異動があったが、一二月一日に県達五〇号で大改正の「分課章程」を発して庁内の改革を実施、同一五日には改正した「処務細則」を布達した。改正

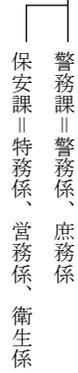
された県庁機構は次の通りである。

○知事官房 〓 秘書係、往復係、記録係、報告係

○内務部



○警察部



○収納部



○監獄署



○監獄支署 〓 庶務係、警守係、医務所

右の内、内務部には書記官、警察部には警部長、収税部には収税長、監獄署には典獄が長となり、知事官房には宮田参事官が長となって内務部第四・五課長を、第一・二・三課長は森岡参事官が兼ねた。その他の部の課長には警部・収税属が当たり、監獄署には監獄書記が当てられている。

この後も行政事務の専門化が進められ、それに伴って専門部門の中央集権化が実施された。明治二十九年には収税事務が大蔵省の直轄となり、

同三年一〇月には監獄署の経費が国庫負担となり、ついで三六年には司法省の管轄に移されている。また三二年六月には地方官官制の改正が行われて、第三課から学務課が独立しこれに伴って府県と郡に教育行政担当の視学制度が設けられた。